

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。



Home Office

英国内務省

国別政策及び情報ノート スリランカ – 宗教的少数派

第 2.0 版

2021年8月

目次

評価	4
1. 序論	4
1.1 申請の根拠	4
1.2 留意すべきポイント	4
2. 問題の検討	4
2.1 信憑性	4
2.2 適用除外	4
2.3 難民条約上の理由	5
2.4 リスク	5
2.5 保護	11
2.6 国内移住	11
2.7 証明	12
国別情報	13
3. 宗教人口	13
3.1 人口規模	13
3.2 民族 / 地理的位置別内訳	13
3.3 キリスト教徒	14
3.4 イスラム教徒	15
3.5 ヒンドゥー教徒	16
4. 法的背景	16
4.1 憲法	16
4.2 刑法	18
4.3 宗教団体の登録	19
4.4 教育及び宗教的な教え	19
4.5 布教及び改宗	20
4.6 ブルカ及び宗教的顔面被覆物の禁止	21
4.7 イスラム教徒に課された他の法的制限	22
5. 政治分野への宗教的少数派の参加	22
6. 宗教的少数派に対する国家の取扱い	23
6.1 概観	23
6.2 キリスト教徒に対する警察の取扱い	25
6.3 キリスト教徒に対する司法の取扱い	27
6.4 イスラム教徒に対する警察の取扱い	28
6.5 イスラム教徒に対する司法の取扱い	30
6.6 COVID-19パンデミック	31

6.7	ヒンドゥー教徒に対する国家の取扱い.....	32
7.	宗教的少数派に対する社会の取扱い.....	32
7.1	概観.....	32
7.2	ソーシャル・メディアとオンラインの悪用.....	33
7.3	キリスト教徒.....	35
7.4	イスラム教徒.....	37
7.5	過激派による2019年イースター爆破テロ.....	38
7.6	ヒンドゥー教徒.....	40
8.	異教徒間の結婚.....	40
9.	国粋主義仏教徒.....	41
10.	刑事司法制度の有効性と救済措置.....	44
10.1	全般的な警察の有効性.....	44
10.2	一般的な苦情申立て手続.....	46
10.3	スリランカ人権委員会（HRCSL）.....	47
10.4	国家警察委員会（NPC）.....	49
11.	国内移住.....	49
11.1	移動の自由.....	49

評価

更新日：2021年8月24日

1. 序論

1.1 申請の根拠

- 1.1.1 申請者が宗教的少数派集団に属することを理由に、国家及び又は非国家機関から迫害又は深刻な危害を加えられる恐怖

1.2 留意すべきポイント

- 1.2.1 本ノートの目的上、宗教的少数派集団の中には、イスラム教徒、キリスト教徒及びヒन्दゥー教徒が含まれる。
- 1.2.2 スリランカ国内のヒन्दゥー教徒のほぼ全てがタミル人である（但し、少数のタミル人は他の宗教を實踐している）。利用できる情報（特定の宗教集団別に分類されている）は、キリスト教徒やイスラム教徒に言及するときほど特定のヒन्दゥー教徒に言及してはいない。タミル人が行う申請について、意思決定者は国別政策及び情報ノート「[スリランカ：タミル分離主義](#)」も参照しなければならない。

[目次に戻る](#)

2. 問題の検討

2.1 信憑性

- 2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、[信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針](#)を参照されたい。
- 2.1.2 また、意思決定者は、庇護申請者が以前に英国査証又はその他の形態の在留許可を申請しているかどうかを確認しなければならない。査証に一致する庇護申請は、庇護面接を実施する前に調査しなければならない（[査証の一致、英国査証申請者による庇護申請に関する庇護指針](#)を参照）。
- 2.1.3 さらに、意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性を検討すべきである（[言語分析に関する庇護指針](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

公式- 機微情報：対象セクションの開始

本セクション内の情報は、内務省内での利用に限定されているため、削除されている。

公式- 機微情報：対象セクションの終了

2.2 適用除外

- 2.2.1 意思決定者は、適用除外条項の1つ（又は複数）を適用することができるかどうかを検討するに足る深刻な理由があるかどうかを審査しなければならない。各事案は、個々の事実関係と実体的側面に基づいて検討されなければならない。
 - 2.2.2 申請者が難民条約の対象から除外されている場合、人道的保護の認定対象からも除外されることになる。
-

- 2.2.3 適用除外条項及び制限付在留許可に関する詳細指針については、[難民条約第1F条及び第33条2項に基づく適用除外](#)に関する庇護指針 [人道的保護](#)に関する庇護指針及び[制限付在留許可](#)に関する指針を参照されたい。

公式-機微情報：対象セクションの開始

本セクション内の情報は、内務省内での利用に限定されているため、削除されている。

公式-機微情報：対象セクションの終了

[目次に戻る](#)

2.3 難民条約上の理由

2.3.1 実際の、又は、帰属された宗教

- 2.3.2 難民として認定されるためには、難民条約上の理由を確立するだけで十分ということにはならない。問題は、申請者が実際の、又は、帰属された難民条約上の理由で迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有しているかどうかである。

- 2.3.3 難民条約上の理由に関する詳細な指針については、[信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針](#)を参照されたい。

[目次に戻る](#)

2.4 リスク

a. 宗教的少数派に対する国家の取扱い

- 2.4.1 スリランカは、仏教徒が過半数を占める国である。宗教的少数派は総人口の30%を若干下回る比率を占めている（680万人）。その中で最大のものは、以下のとおりである。

- 大半がタミル人であるヒンドゥー教徒（総人口の12.6%）：主に北部州、東部州、中部州、サバラガムワ（Sabragamuwa）州及びウバ（Uva）州に住んでいる。
- イスラム教徒（総人口の9.7%）：主に東部のアンパラ（Ampara）県、バットェカロア（Batticaloa）県、トリンコマリー（Trincomalee）県、また、西部のマナル（Mannar）県、プッタラム（Puttalam）県に住んでいる。
- キリスト教徒（総人口の7.4%）：主に東部州、北部州、北西部州及び西部州に住んでいる（[宗教人口](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

- 2.4.2 憲法と刑法は信教の自由を擁護し、個人の信条に基づく差別を禁じている。また、法律は、4宗教、すなわち、仏教、イスラム教、ヒンドゥー教及びキリスト教を認めている。しかしながら、憲法第9条は、仏教が国内で「最高の地位」を占めており、仏陀の教えを守るのが国家の義務であることを確認している。最高裁判所（Supreme Court）は2003年、当局は憲法に基づき仏教のみを保護することを義務付けられると判示した。布教活動の権利はスリランカで十分に保護されてはいない。スリランカ最高裁判所は、仏教以外の宗教の布教と普及は、仏教又は仏陀の教え（Buddha Sasana）を

損なうことになると判示した（[憲法](#)、[刑法](#) 及び [布教活動及び改宗](#)を参照）。

- 2.4.3 ゴタバヤ・ラージャパクサ（Gotabaya Rajapaksa）大統領とその兄である首相による政権が発足した2019年11月の選挙以来、民族関係に関する抜本的な変革が始まっている。一部の人々によると、この変革が民族間及び宗教間の緊張関係を高める可能性がある（[宗教的少数派に対する国家の取扱い](#)を参照）。
- 2.4.4 全ての小学校及び中学校が宗教について教える（国が認定した4つの宗教全てに関する教えを含む）のは必須である。また、宗教コミュニティは、それぞれの宗教を教えるため、自由に学校や授業を運営することができるものの、仏教徒の学校とは異なり、国からの財政的支援を受けない（[法的背景](#)を参照）。
- 2.4.5 国レベル及び県レベルでスリランカの宗教的少数派の生活を向上させるため、国家によって様々な構想が導入されてきた。この中には、例えば、2018年に導入され、スリランカの「コミュニティ及び宗教の調和」に関して調査し、報告する活動を行う議会特別委員会（Select Committee of Parliament）の設置が含まれる。同委員会は設置されて以来、「宗教的調和」にのっての課題を特定するのに成功しており、そのような課題に取り組むための提言リストを提供した。県レベルでは、例えば、宗教間の調和を促進し、紛争を解決し、信教又は信条の自由を侵害する事案に関して報告するため、様々な宗教の指導者を一堂に集める複数の宗教間委員会がある。これらの委員会は、スリランカ全国平和評議会（National Peace Council of Sri Lanka）やスリランカ宗教間慈善フォーラム（Interreligious Forum of Caritas Sri Lanka）といったNGOsによって支持されている（国家の取扱い－[概観](#)を参照）。
- 2.4.6 スリランカには、宗教又は民族に基づき国家保護の利用を妨害する法律や政府政策は一切ない。全ての市民は、警察、司法及びスリランカ人権委員会（Human Rights Commission of Sri Lanka : HRCSL）を通じて救済手段にアクセスすることができる。しかしながら、一般に、警察官は資源/訓練を欠いており、司法制度には過大な負担がかかっているため、訴訟手続の長期化や遅延を招いている。また、蔓延する汚職や説明責任の欠如が全体的な警察の有効性に影響を及ぼしている（[全般的な警察の有効性](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

b. イスラム教徒に対する国家の取扱い

- 2.4.7 スリランカのイスラム教徒は一般に、その信仰を实践する（モスクに通うことを含む）自由があり、雇用にアクセスすることができ、また、イスラム教徒の2つの政党－議事に7名の議員がいるスリランカ・ムスリム会議（Sri Lanka Muslim Congress : SLMC）と議事に5議席を有する全セイロン人民会議（All Ceylon Makkal Congress : ACMC）からの代表を含め、政治分野に代表者を送っている（[政治分野への宗教的少数派の参加](#)及び宗教人口－[イスラム教徒](#)を参照）。
- 2.4.8 しかしながら、2019年のイースター（キリスト教の復活祭）に起きた連続爆破テロ事件－イスラム国と関連があるスリランカのイスラムテロ集団「ナショナル・タウヒード・ジャマア（National Thowheeth Jama'ath : NTJ）が実行した主にキリスト教徒を標的にした一連の連携爆破テロであり、253人が死亡、500人が負傷した事件－の後、警察は有事規制に基づき、2,300人近く（その大半がイスラム教徒）をテロ行為に関わった容疑で逮捕した。2019年7月現在、1,655人が保釈を

認められ、423人は再勾留されており、211人は勾留されていた。爆破テロに関連して逮捕された者は、この事件以来、弁護士がイスラム教徒を法定代理することにより社会的報復を受けることを恐れたため、十分な法定代理を確保する上で困難に直面してきた。事件直後に極めて多数の逮捕者が出たが、現在は尋問を受けている容疑者がわずか42人になったと伝えられている。この爆破テロ事件以後、さらに大規模な逮捕や捜索があったという報告は行われていない（[過激派による2019年イースター爆破テロ](#)及び宗教的少数派に対する国家の取扱い- [概観](#)、[イスラム教徒に対する警察の取扱い](#)を参照）。

- 2.4.9 2019年イースター爆破テロ事件は、イスラム教徒に対する社会的差別と身体的暴行が増加する結果を招いた。この暴力に対する警察行動は一般に不十分であり、介入も逮捕もほとんどなかった。暴力の実行犯に対する起訴は一切なく、政府は暴力の結果として財産を破壊された被害者に十分な補償をしていない（宗教的少数派に対する国家の取扱い- [概観](#)、[イスラム教徒に対する警察の取扱い](#)及び[イスラム教徒に対する司法の取扱い](#)を参照）。
- 2.4.10 新型コロナウイルス感染症（Covid-19）が世界的に大流行している間、スリランカ政府は、コロナウイルスが原因で亡くなった者を全て火葬にするという強制命令を出したが、その後、この命令によりコロナウイルスが原因で死亡したイスラム教徒にイスラム教の伝統である死者の埋葬という儀式を執り行うことが否定され、これは死と埋葬に関するイスラムの信仰に対して差別的な行動を取ったものとして認識されるという批判を浴びた。政府は、この強制命令が当初発出されてからほぼ1年が経過した2021年2月にこの措置を撤回する決定を下した。軍は、2021年6月にコロナウイルス感染に伴う都市封鎖を無視した罰としてイスラム教徒の集団を強制的に路上にひざまずかせていると伝えられている兵士に科す懲罰措置を調査していると語った（[COVID-19パンデミック](#)及び [イスラム教徒に対する警察の取扱い](#)を参照）。
- 2.4.11 2021年3月、スリランカ国家はブルカ（イスラム教徒の女性用ヴェール的一种）及び他の顔面被覆物を禁止するとともに、「国家の安全保障」のためにマドラサとして知られるイスラム神学校を1,000校以上閉鎖する措置を講じた。本書の執筆時点でこれは議会の承認を受けていなかったが、国連から国際法に対する重大な違反であり、かつ、信教又は信条の自由を定める憲法に真っ向から反しているとして批判されている（[法的背景](#)-ブルカ及び宗教的顔面被覆物の禁止、及びイスラム教徒に課された他の法的制限を参照）。

[目次に戻る](#)

c. キリスト教徒に対する国家の取扱い

- 2.4.12 一般に、キリスト教徒はスリランカ全域に亘って、国家による制限を受けずにその信仰を実践することができる。しかしながら、一部のキリスト教徒集団は、宗教的活動と礼拝所を解散させるための理由として「コミュニティの平和の維持」を挙げている警察や地方自治体により、その信仰の表現を制限しようとする試みと嫌がらせがあった事案について報告してきた。2008年に省次官（Secretary of the Ministry）が州議会と郡（divisional secretaries）に出状した通達は、教会を閉鎖し、キリスト教徒の礼拝を禁止しようとする国家機関によって日常的に悪用されている。2019年11月にゴタバヤ・ラージャパクサが選出されて以来、北部州にあるキリスト教徒の一部の礼拝所の近くには、軍の兵士が配置されており、牧師は情報機関の職員が特定の

宗教活動を監視しているように見えると主張している。キリスト教徒団体に対する社会的暴力への警察の対応は矛盾したものだ。警察が苦情を無視し、苦情を申立てる人々を威嚇するという事案もあれば、キリスト教徒に対する暴力の加害者が積極的に追跡され、逮捕されるという事案もあった。ただ、いずれにしても、キリスト教徒団体に対して罪を犯す人々が有罪判決を受ける比率は低い。CPITは、議会におけるキリスト教徒の代表に関する情報を見出すことができなかった（[国家の取扱い-概観](#)及び[キリスト教徒に対する警察の取扱い](#)、[キリスト教徒に対する司法の取扱い](#)、[政治分野への宗教的少数派の参加](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

d. ヒンドゥー教徒に対する国家の取扱い

- 2.4.13 スリランカのヒンドゥー教徒のほぼ全てがタミル人である（但し、少数のタミル人は他の宗教を實踐している）。タミル人が行う申請について、意思決定者はタミル人に対する取扱いに関する情報を得るため、国別政策及び情報ノートの「[スリランカ：タミル分離主義](#)」を参照しなければならない（[国家の取扱い-概観](#)も参照）。
- 2.4.14 ヒンドゥー教徒は、スリランカでその信仰を自由に實踐することができ、教育や雇用にもアクセスすることができる（[宗教人口・ヒンドゥー教徒及びその他の法的権利](#)を参照）。ヒンドゥー教徒は、政府の職位において十分に代表されており、複数のタミル人政党がその民族的及び宗教的集団の権益を代表している（[政治分野への宗教的少数派の参加](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

e. 国家の取扱いに関する結論

- 2.4.15 宗教に基づき差別する法律又は政策はないが、宗教的少数派がその信仰を自由に實踐する能力を阻害する可能性がある一定の制限が存在し、また、全ての宗教的少数派に対して国家が差別や嫌がらせをする事案が複数ある。しかしながら、全体として見れば、宗教的少数派は、政治生活に参加し、政府に代表を送り込んでおり、日常生活を普通にこなすことができ、雇用、教育及び礼拝所にアクセスすることができる。宗教的少数派は、政府の通達の悪用、登録の際の困難さ又は考古局（Department of Archaeology）の支援を受けた仏教僧侶による聖地の占有により、礼拝所を取得し、維持する上で困難を経験する可能性がある。また、近年、宗教的少数派が直面する課題と闘い、コミュニティ及び宗教の調和に目を向けるために導入された国家レベル及び県レベルの構想が複数ある。
- 2.4.16 一般に、キリスト教徒とヒンドゥー教徒は、国家による迫害に相当する取扱いを受けるリスクに晒されていない。大半のヒンドゥー教徒はタミル人であることから、意思決定者はリスクを評価する際、この側面を検討することが絶対に必要である。
- 2.4.17 イスラム教徒は2019年イースターの爆破テロ以来、国家による差別のレベルが高まっている状況を経験してきたが、一般に、その性格及び/又は反復性は、迫害又は深刻な危害に相当するほど深刻なものではない。
- 2.4.18 しかしながら、意思決定者は各事案を、個々の事実関係に基づいて検討しなければならず、帰還時に迫害又は深刻な危害を加えられる現実的なリスクに晒されることを証明する責任は申請者にある。

申請者がその宗教を隠す又は公然と実践しない場合、意思決定者はその理由を検討しなければならない。申請者が迫害を避けるためにその宗教を隠す又は公然と実践しない場合、意思決定者は[HJ \(イラン\)](#) 事件における判示内容を検討しなければならない。

- 2.4.19 リスクの評価に関する詳細な指針については、[信憑性の評価及び難民地位の認定](#)に関する庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

f. [イスラム教徒に対する社会の取扱い](#)

- 2.4.20 イスラム教徒は近年、スリランカ国内のオンラインやメディアにおけるヘイトスピーチ（憎悪発言）の被害者となっており、イスラム教徒集団に対する暴力事件が散発的に発生している。2019年イースター爆破テロが起きた直後、イスラム教徒コミュニティはその爆破テロを非難したにもかかわらず、イスラム教徒に対する否定的な認識と暴力が高まった。2019年イースター爆破事件発生後の数か月間、イスラム教徒に対する身体的暴行、イスラム教徒の事業のボイコット、公共交通機関内における嫌がらせ、器物損壊、メディア、オンライン及びソーシャル・メディアによる憎悪運動、日常生活におけるイスラム教徒へのヘイト運動が増加した（[過激派による2019年イースター爆破テロ、ソーシャル・メディアとオンラインの悪用及びイスラム教徒に対する社会の取扱い](#)を参照）。

- 2.4.21 2019年5月、シンハラ人（Sinhalese）の暴徒集団が、2019年イースター爆破事件の「報復」として、北西部州全域に亘って、イスラム教徒が所有する多くの店舗、車及び財産に放火し、それらを損壊した。この暴徒による暴力の結果、イスラム教徒の男性1人が死亡した。しかしながら、このようなイスラム教徒に対する暴徒の暴力や凶暴な事件は、2019年5月以降減少している（[過激派による2019年イースター爆破テロ、ソーシャル・メディアとオンラインの悪用及びイスラム教徒に対する社会の取扱い](#)を参照）。

- 2.4.22 近年、宗教的及び民族的少数派の「グローバル化」からシンハラ人と仏教徒のアイデンティティを守る目的で結成された国粋主義仏教徒（Buddhist Nationalist）集団の数が増加している。代表的な国粋主義仏教徒集団であるボドゥ・バラ・セーナ（Bodu Bala Sena：仏教勢力の軍の意）は2012年に発足した後、イスラム教徒に対して憎悪と暴力を扇動するため、イスラム教徒コミュニティに関する偽情報を流布しようとする反イスラム教徒運動を立ち上げた。同集団は、イスラム教徒に対して宗教的及び民族的緊張関係を生み出すため、ソーシャル・メディア・プラットフォームを引き続き利用している（[国粋民族仏教徒](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

g. [キリスト教徒に対する社会の取扱い](#)

- 2.4.23 キリスト教徒は引き続き、本人たち及びその礼拝所に対する嫌がらせや襲撃について報告しているが、報告されている身体的暴行の数は2019年よりも2020年の方が減少した。複数の人権団体はこの減少をCovid-19パンデミック（世界的な大流行）の結果として課された制限によるものだと見ている。スリランカ全国福音同盟（National Christian Evangelical Alliance of Sri Lanka：NCEASL）の報告によると、2019年では暴行事案が94件（教会への襲撃、牧師とその信徒に対する威嚇と暴力、礼拝サービスに対する妨害を含む）であったのに対し、2020年では50件であった。これらの暴力の加害者はシンハラ人仏教徒であることが多かった（[キリスト教徒に対する社会の取扱い](#)を参照）。

- 2.4.24 また、キリスト教徒は、他の宗教集団（その大半は仏教徒）からオンラインやソーシャル・メディアでのヘイトスピーチの標的にされてきた。さらに、少数ではあるが、キリスト教徒集団出身の個人に対する暴行があったことが報告されている。この攻撃もまた、ボドゥ・バラ・セーナといった国粋主義仏教徒集団に促されたものであった。「非倫理的な改宗」やその布教権に対する制限に起因して、ローマ・カトリック教徒に対する暴行の事案があった。キリスト教徒集団に対する身体的暴行は稀であり、キリスト教徒に対する全般的な取扱いを代表するものではない（[キリスト教徒に対する社会の取扱い](#)、[ソーシャル・メディアとオンラインの悪用](#)及び[国粋主義仏教徒](#)を参照）。
- 2.4.25 2019年、イスラム国の系列である過激派集団ナショナル・タウヒード・ジャマア（NTJ）の自爆テロ犯が、キリスト教の教義に帰依する人々を標的にした襲撃により、全国の教会とホテルで少なくとも253人が死亡、およそ500人が負傷した。この攻撃は深刻なものだったが、過激派集団やイスラム教徒のキリスト教徒に対する暴行は稀であり、スリランカのキリスト教徒に対する全般的な取扱いを代表するものではない（[過激派による2019年イースター爆破テロ](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

h. ヒンドゥー教徒に対する社会の取扱い

- 2.4.26 ヒンドゥー教徒は、北部州その他の地域で、その信仰を自由に実践することができる と伝えられている。スリランカには、ヒンドゥー教徒に対する何らかの侵害を体系的に記録する組織がないため、その信仰に基づきヒンドゥー教徒が被った侵害の数と範囲は不明である。地元の情報筋によると、考古局は日常的に、北部州及び東部州にあるヒンドゥー教徒の考古学的な遺跡を仏教徒の聖地であると主張する仏教僧侶の側に付いている。ヒンドゥー教徒は、オンラインやソーシャル・メディアでの虐待の標的となっているが、イスラム教徒やキリスト教徒の少数派に対するものよりは度合いが低い（[ヒンドゥー教徒に対する社会の取扱い](#)及び[ソーシャル・メディアとオンラインの悪用](#)を参照）。
- 2.4.27 また、ヒンドゥー教徒は、ボドゥ・バラ・セーナやシンハ・レ（Sinha Le）を含む仏教徒民族主義者集団の標的ともなっている。同集団は国旗からライオンの画像のみを取り出したポスターを掲げるポスター運動を展開したが、このポスターは現在のスリランカの国旗から、タミル人とイスラム教徒のコミュニティをそれぞれ表しているサブラン色（オレンジ）と緑の帯を取り除いた国旗であると再解釈されており、ヒンドゥー教徒タミル人コミュニティに対する嫌悪を扇動し、宗教の緊張関係を生み出すために作られた（[国粋主義仏教徒](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

i. 社会の取扱いに関する結論

- 2.4.28 2019年の爆破事件以降、イスラム教徒は差別のレベルの高まりを経験したものの、一般にキリスト教徒、ヒンドゥー教徒又はイスラム教徒の宗教集団に対する社会的差別のレベルがその性格及び/又は反復性により、迫害又は深刻な危害に相当するほど深刻なものである可能性は低い。
- 2.4.29 しかしながら、意思決定者は各事案を、申請者を巡る環境を十分に考慮に入れた上で、個々の事実関係に基づいて検討しなければならない。リスクに晒されることを証明する責任は申請者にある。
- 2.4.30 リスクの評価に関する詳細な指針については、[信憑性の評価及び難民地位の認定](#)に関する庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

2.5 保護

- 2.5.1 申請者の恐怖が国家による迫害及び/又は深刻な危害にある場合、当局の保護を受けられる可能性は低い。
- 2.5.2 警察や司法部門の不正行為に対する救済手段はスリランカ人権委員会（HRCSL）や国家警察委員会（National Police Commission : NPC）などに訴えるなど複数ある。両組織とも、全国に支所がある（[警察及び司法部門の不正行為/無活動に対する救済手段](#)を参照）。
- 2.5.3 申請者の恐怖が非国家機関又は無法国家機関による迫害及び/又は深刻な危害にある場合、意思決定者は国家が有効な保護を提供するかどうか評価しなければならない。
- 2.5.4 スリランカは、迫害を構成する行為を見抜き、起訴し、処罰することができる一般に有効な刑事司法制度を運営している。しかしながら、スリランカは概して宗教的少数派に有効な保護を進んで与えることができるものの、これまでそのように与えることを時折嫌がるがあった。各事案は、その実体的側面に基づいて検討する必要がある（[国家の取扱い](#)を参照）。
- 2.5.5 意思決定者は各事案を、個々の事実関係に基づいて検討しなければならない。保護を得ることができないことを証明する責任は申請者にある。
- 2.5.6 国家の保護を利用できるか否かを評価する際の詳細な指針については、[信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針](#)を参照されたい。

[目次に戻る](#)

2.6 国内移住

- 2.6.1 申請者の恐怖が国家による迫害及び/又は深刻な危害にある場合、そのリスクを逃れるために国内移住することはできない。
- 2.6.2 申請者の恐怖が非国家機関による迫害及び/又は深刻な危害にある場合、申請者の状況に応じて、そのリスクを逃れるために国内移住することができる可能性がある。スリランカ憲法は、スリランカの全ての市民のために移動の自由を定めており、国内移住に関して公式な制限は一切適用されない（[国内移住](#)を参照）。
- 2.6.3 キリスト教徒は、スリランカの全域に亘って居住しており、したがって、その個人的な状況に応じて、キリスト教徒が住む他の地域に移住することは可能である。東部州、北部州及び北西部州には大規模なキリスト教徒集団が居住しているほか、サバラガムワ州やウバ州にも小規模な集団が住んでいる（[民族/地理的位置別内訳](#)を参照）。
- 2.6.4 ヒンドゥー教徒も、スリランカの全域に亘って居住しており、その個人的な状況に応じて、人口密度の高い他のヒンドゥー教徒居住地域に移動する選択肢がある。ヒンドゥー教徒は、北部州で過半数を占めているほか、東部州でも相当な存在感を保持している。また、ヒンドゥー教徒は、中部州、サバラガムワ州及びウバ州でも大きな存在感を示している（[民族/地理的位置別内訳](#)を参照）。
- 2.6.5 イスラム教徒は、東部州で過半数を構成しているほか、中部州、北中部州、北西部州、サバラガムワ州、ウバ州及び西部州には相当規模のイスラム教徒人口がある（[民族/地理的位置別内訳](#)を参照）。

- 2.6.6 意思決定者は各事案を、個々の事実関係に基づいて検討しなければならない。国内の他の地域へ移動することができない理由を示す責任は申請者にある。
- 2.6.7 国内移住及び検討すべき要因に関する詳細な指針については、[信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針](#)を参照されたい。

[目次に戻る](#)

2.7 証明

- 2.7.1 申請が却下される場合、その申請が2002年国籍、移民及び庇護法第94条に基づき「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性は低い。
- 2.7.2 証明に関する詳細な指針については、「[2002年国籍、移民及び庇護法第94条に基づき、保護及び人権申請を（明らかに根拠のないものと）証明する行為](#)」を参照されたい。

[目次に戻る](#)

国別情報

第3節更新日：2021年8月24日

3. 宗教人口

3.1 人口規模

- 3.1.1 米国国務省（USSD）の「2020年国際的な宗教の自由に関する報告書（2020 International Religious Freedom Report：以下「2020 IRFレポート」）」は、2020年中頃におけるスリランカの人口を約2,270万人と推定している¹。2012年の国勢調査の内訳を見ると、2,270万人のうち、仏教徒が70.2%（1,420万人）、ヒンドゥー教徒が12.6%（250万人）、イスラム教徒が9.7%（190万人）、キリスト教徒が7.4%（150万人）となっている²。
- 3.1.2 宗教は、スリランカで重要な役割を果たしており、スリランカの2012年国勢調査により、前記の宗教のいずれも信じていない人々は、総人口の2%にも満たないことが明らかになった³。

[目次に戻る](#)

3.2 民族 / 地理的位置別内訳

- 3.2.1 宗教間の民族及び地理別内訳は、USSD 2020IRFレポートに以下のとおり詳述されている。

「シンハラ人の大半は仏教徒である。北部州では、大多数がヒンドゥー教徒であるタミル人が多数派であり、キリスト教徒は少数派であるが人口規模は大きい。東部州では、タミル人はイスラム教徒に次ぐ第二の人口集団である。イスラム教徒の大半は、タミル人又はシンハラ人ではなく別個の民族集団であると自称しているが、タミル語を話す。インドを出自とするタミル人はほぼ全員がヒンドゥー教徒で、中部州、サバラガムワ州及びウバ州で大きなプレゼンスを持つ。イスラム教徒はほぼ東部州に集中しており、中部州、北中部州、北西部州、サバラガムワ州、ウバ州及び西部州の人口規模も大きい。キリスト教徒は全国各地に分布して居住するが、人口規模が相対的に大きいのは東部州、北部州、北西部州及び西部州で、サバラガムワ州及びウバ州の人口規模は小さい。」⁴

- 3.2.2 オーストラリア外務貿易省の2019年報告書（DFAT 2019報告書）は、スリランカの民族及び宗教の内訳を示している（以下の地図を参照）⁵。

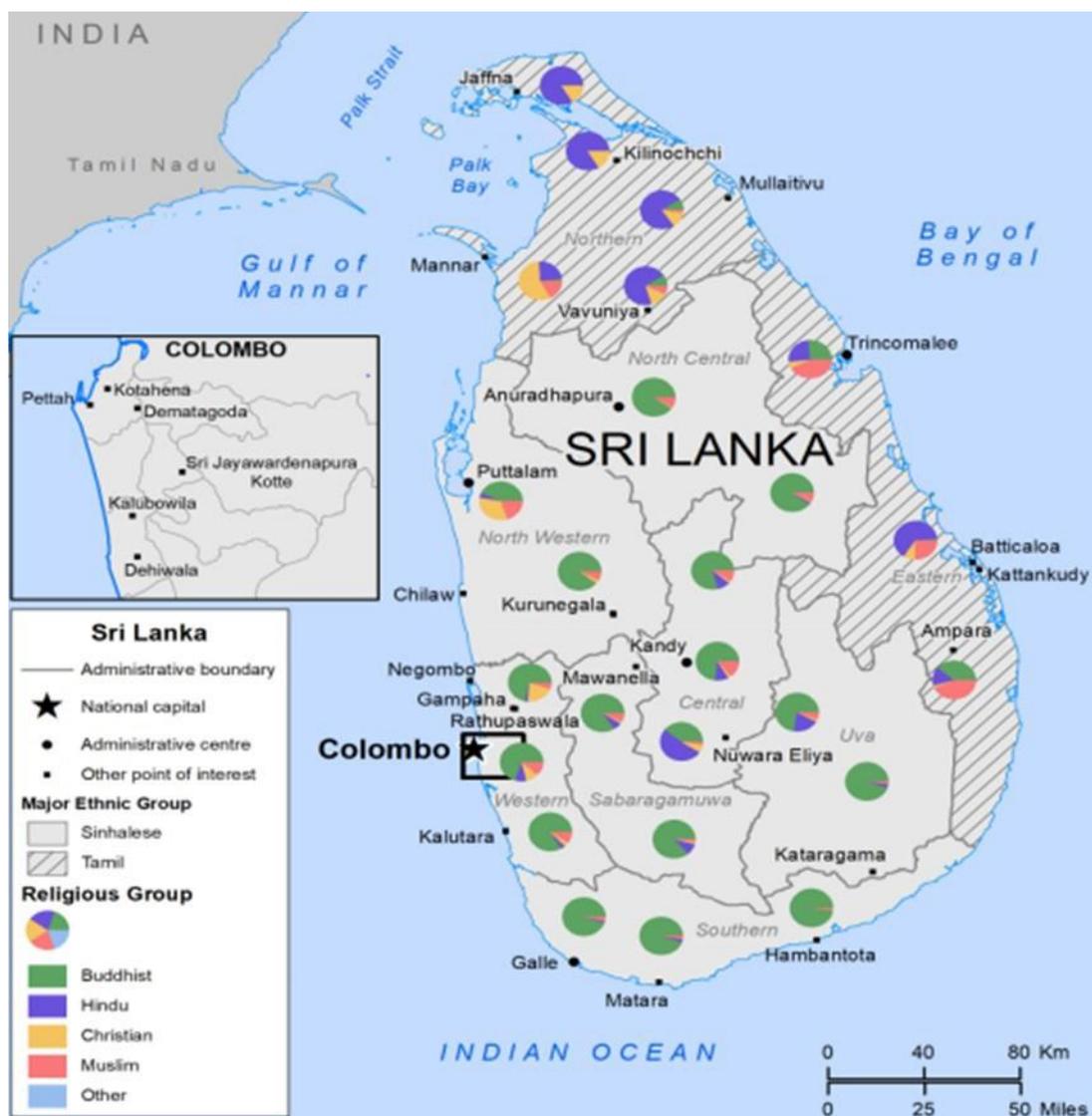
¹ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 3, 12 May 2021

² Department of Census and Statistics, [Census of Population and Housing](#), page 160, 2012

³ Department of Census and Statistics, [Census of Population and Housing](#), page 160, 2012

⁴ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 3-4, 12 May 2021

⁵ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), page 1, 04 November 2019



[目次に戻る](#)

3.3 キリスト教徒

3.3.1 キリスト教がスリランカに伝来した時期に関して、宗教メディアセンター（Religion Media Centre：英国に拠点を置き、メディア向けに宗教情報を提供する慈善基金）は以下のように述べている。

「キリスト教は、主に欧州の移住者を通じてスリランカに到着した。欧州の移住者は、16世紀にスリランカの沿岸部を占めていたポルトガル人から始まった。この時期に現地人の多くがローマ・カトリック教に改宗した。次いで、スリランカ島の一部は、18世紀後半までオランダ人によって占められており、この時期にオランダ改革派教会（Dutch Reformed Church）が確立された。

「英国は1796年にスリランカ島の一部を占領し、1815年までには島全体が英国の支配下に入り、セイロン（Ceylon）として知られるようになった。この時期に英国国教会（Church of England）が確立され、その他多くのプロテスタント派も伝道者を派遣した。

「ローマ・カトリック教会は、この時期に存在を再確立し、19世紀後半から20世紀前半にかけて複数のカトリック学校が設立された。

20世紀になると、新たに福音派やペンテコステ派の教会が入ってきた。」⁶

3.3.2 今日のスリランカに存在するキリスト教宗派を検討するに際して、USSD 2020 IRF レポートは、以下のように記述している。

「政府統計によると、キリスト教徒のおよそ81%はローマ・カトリック教徒である。その他の集団には、セイロン教会 (Church of Ceylon) (英国国教会(Anglicans))、オランダ改革派教会 (Dutch Reformed Church)、メソジスト派 (Methodists)、バプテスト派 (Baptists)、アッセンブリー・オブ・ゴッド教団 (Assembly of God)、ペンテコステ派 (Pentecostals)、末日聖徒イエス・キリスト教会 (Church of Jesus Christ of Latter-day Saints) 及びエホバの証人 (Jehovah's Witnesses) などがある。ここ数年を見ると、福音派及び無宗派プロテスタント集団が増大しているが、確実な推定人数は不明である。スリランカ政府によれば、大規模なキリスト教教団に比べて、加入者は依然として少ない。」⁷

3.3.3 DFAT 2019報告書は、「キリスト教福音派集団の信徒は少ないが増加し続けている。キリスト教徒コミュニティは、シンハラ人及びタミル人の民族集団を包含している。」と記述している⁸。

[目次に戻る](#)

3.4 イスラム教徒

3.4.1 スリランカへイスラム教が伝来した経緯に関しては、イスラム教徒信仰・宗教問題省 (Department of Muslim Religious and Cultural Affairs) によると、「西暦1000年から1500年にかけて、インド半島にイスラム教徒の交易商人の活動が、今日スリランカ及び東南アジアの国々に見るイスラム教徒の定住の起源と密接に関係している。移住と改宗は、この地域におけるイスラム教徒コミュニティの成長に影響を及ぼした2つの主要な要因であった。」⁹

3.4.2 今日スリランカに存在しているイスラム教宗派に関して、USSD 2020 IRFレポートは、「イスラム教徒はほぼ全てがスンニ派であり、小規模なスーフィー派、アフマディー派及びシーア派 (ダーウーディ・ボーホラ (Dawoodi Bohra) 派を含む) は少数派である。」と記述している¹⁰。

3.4.3 DFAT 2019報告書は、以下のとおり記述している。

「イスラム教徒は、スリランカで3番目に大きい宗教集団である (2012年国勢調査の時点で、総人口の9.7パーセントはイスラム教を実践していた)。1981年から2012年にかけて、スリランカのイスラム教徒人口は40パーセント以上増加し112万人から197万人となった。イスラム教徒の大半は第一言語としてタミル語を話す。イスラム教徒コミュニティは、コロンボ (Colombo) やキャンディ (Kandy) を含めスリランカの全域に亘って居住している。大規模なコミュニティは東部 (アンバラ県、バットィカロア県及びトリンコマリー県)、北部 (マンナール県) 及び北西部州 (プッタラム県) にある。スリランカのイスラム教徒のほぼ全て (98パーセント) がスンニ派である。少数のシーア派 (インド出自のボーホラ派コミュニティのメンバーを含む) は、大半がコロンボに居住している。主にセイロン警察部隊 (Ceylon Police Force) のマレー人メンバー子孫で構成されるマレー人コミュニティは、イスラム教徒であり、そのメンバー数人はスリランカ軍及び警察で上級職位に就いている。インド又はパキスタンの子孫で構成され、ウルドゥー語を話すメモン・コミュニティは、その大半がコロンボに居住している。

⁶ RMC, [‘Factsheet: Christianity in Sri Lanka’](#), 24 April 2019

⁷ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 3-4, 12 May 2021

⁸ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 3.4.2, 04 November 2019

⁹ Department of Muslim Religious and Cultural Affairs, [‘Muslims of Sri Lanka’](#), nd

¹⁰ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 3, 12 May 2021

また、スリランカはスーフィー（Sufi：イスラム神秘主義）の伝統を遵守する少数のイスラム教徒を受入れている。イスラム教徒の財産権は国法で規定されるが、シャリーア（イスラム）法と文化的慣行は、結婚..に適用される。イスラム教徒の多くは農業や水産業で働くが、事業、産業及び行政機関で働くイスラム教徒も多くいる。東部には、裕福なイスラム教徒の実業家も多い。2017年11月、一部のイスラム教徒の事業が、バツィカロアにおけるタミル人コミュニティとイスラム教徒コミュニティの間の緊張関係によって一時的にボイコットされた。また、2019年のイースター・サンデーに起きた爆破テロ以来、イスラム教徒の事業もボイコットされている。」¹¹

[目次に戻る](#)

3.5 ヒンドゥー教徒

3.5.1 USSD 2020 IRFレポートは、「インドを出自とするタミル人はほぼ全員がヒンドゥー教徒で、中部州、サバラガムワ州及びウバ州で大きなプレゼンスを持つ。」と記述している¹²。

3.5.2 マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（Minority Rights Group International：MRGI）は2018年、以下のように述べている。

「タミル人には2つの集団がある。『スリランカ・タミル人』（『セイロン』又は『ジャフナ（Jaffna）』タミル人としても知られる）は数世紀も前にインド南部から移住してきたタミル語を話す集団の子孫であり、『高地タミル人』（『インド』又は『エステート』タミル人としても知られる）は、比較的最近の移住者の子孫である。両タミル人集団とも主にヒンドゥー教徒であるが、キリスト教徒も僅かな比率ながらいる。タミル人は、タミル語と呼ばれる独自の言語も話す。」¹³

3.5.3 DFAT 2019レポートは、「スリランカのタミル人のほとんどがヒンドゥー教徒である。ヒンドゥー教徒は北部州の人口の過半数を占め、北部州及びスリランカの他の地域でその信仰を自由に実践している。」と記述している¹⁴。

[目次に戻る](#)

第4節更新日：2021年8月24日

4. 法的背景

4.1 憲法

4.1.1 2021年5月に公表された米国国務省の「2020年国際的な宗教の自由に関する報告書：スリランカ」（2020年に起きた出来事を対象とする）（「USSD 2020 IRFレポート」）は、「[スリランカ憲法](#)は、思想、良心及び信教の自由（宗教を変える自由を含む）を定めており、また、法律は、仏教、イスラム教、ヒンドゥー教及びキリスト教を認めている」と記述している¹⁵..しかしながら、憲法は宗教的少数派の権利を尊重しているが、法律は仏教を国の宗教的信条の中で最高の地位に置いており、[他の宗教の権利を尊重しつつ](#)、最高裁判所の2003年判決（[最高裁判所特別判決No.19/2003](#)）に基づき仏教を保護するよう政府に義務付けている。

¹¹ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 3.28, 04 November 2019

¹² USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 3, 12 May 2021

¹³ MRGI, [Sri Lanka country page](#), March 2018

¹⁴ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 3.47, 04 November 2019

¹⁵ USSD, [2019 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 1, 10 June 2020

4.1.2 憲法は、信教の自由に関して、以下の条項で概説している。

- 「第9条：スリランカ共和国は、仏教に最高の地位を与え、それに従って、第10条及び第14条(1)項(e)号によって与えられる権利を全ての宗教に保障する一方、ブッダ・サーサナ（[仏陀の教え]）を保護し、促進するのが国家の義務であるものとする。
- 「第10条：全ての個人は、思想、良心及び宗教の自由（自己が選択した宗教又は信条を持つ若しくは採用する自由を含む）の権利を有する。
- 「第12条(2)項：如何なる市民も、人種、宗教、言語、カースト、性別、政治的意見、出生地又はそのような理由に基づき差別されてはならない。
- 「第12条(3)項：如何なる個人も、人種、宗教、言語、カースト、性別又はそのような理由に基づいて、店舗、公衆レストラン、ホテル、公衆娯楽地及び自らの宗教の礼拝所へのアクセスに関して、障害、拘束、制限又は条件に晒されてはならない。
- 「第14条(1)項(e)号：全ての市民は、公の場で又は非公式に、独りで又は他者との関連で、礼拝、儀式、実践又は教えにおいて自己の宗教又は信条を明らかにする自由の権利を有する。
- 「第27条(6)項：国家は、如何なる市民も人種、宗教、言語、カースト、性別、政治的意見又は職業を理由に障害を一切被らないよう市民に対し、均等な機会を保障する。」¹⁶

4.1.3 マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（MRGI）の2016年12月付報告書は、以下のように記述している。

「スリランカ憲法の宗教の自由に関する条項は、おおむね国際基準を反映している。しかしながら、司法の解釈—特に第9条—はこの権利の表明において格差を設けている。メンツィンゲン・シスターズ（Menzingen Sisters）の事案で実例が示されているように、多数派の宗教コミュニティの方が少数派の宗教的コミュニティよりも大きな保護及びその宗教的信条を表明する自由を享受しているように見える... カトリック修道女会の設立に異議を唱えた前記事案において、最高裁判所は、布教の権利は憲法で保障されておらず、また、『キリスト教の布教と普及は...仏教の存在そのものを損なうことになると考えられるため、容認されるものではないだろう』と判示した。」¹⁷（[布教及び改宗](#)も参照）。

4.1.4 USSD 2020 IRFレポートは、「2003年の最高裁判所の判決によると、国は憲法上、仏教だけを保護することを義務付けられており、他の宗教は国の保護を受ける同一の権利を与えられていない。この判決はまた、布教の基本的権利は存在せず、憲法のもとに保護されないと述べている。2017年、最高裁判所は、布教する権利は憲法で保護されないと決定した。」と記述している¹⁸。

[目次に戻る](#)

¹⁶ [The Constitution of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka](#)

¹⁷ MRGI, [...Continued violations against religious minorities in Sri Lanka](#), para 5, December 2016,

¹⁸ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 4, 12 May 2021

4.2 刑法 (Penal Code)

4.2.1 スリランカの1885年刑法は、宗教に関係する犯罪を以下のように概説している。

- 「第290条：いずれかの階級の人々の宗教を侮辱する意図をもって又はいずれかの階級の人々がそのような破壊、損壊若しくは汚損を自らの宗教に対する侮辱であると考えられる可能性が高いことを知りながら、いずれかの階級の人々が神聖なものと考えている礼拝所若しくは物体を破壊し、損傷し若しくは汚損する者は誰でも、最長で2年となる可能性がある懲役刑若しくは罰金刑又はその両方を科されるものとする。
- 「第290A条：いずれかの階級の人々の宗教的感情を傷つける意図をもって又はいずれかの階級の人々がそのような行為を自らの宗教に対する侮辱であると考えられる可能性が高いことを知りながら、いずれかの階級の人々が神聖なものとして考えている又は畏敬の念を持っている礼拝所若しくは物体に又はそれらの近くで何らかの行為を起こす者は誰でも、最長で1年となる可能性がある懲役刑若しくは罰金刑又はその両方を科されるものとする。
- 「第291条：合法的に礼拝又は宗教的儀式を執り行っている集会に自主的に騒動を引き起こす者は誰でも、最長で1年となる可能性がある懲役刑若しくは罰金刑又はその両方を科されるものとする。
- 「第291A条：いずれかの者の宗教的感情を故意に傷つける意図を持って、その者の話を聞いているときに何らかの言葉を発する若しくは何らかの音を出す、又はその者の目の前で何らかの身ぶりをする、又はその者の目の前に何らかの物体を置く者は誰でも、最長で1年となる可能性がある懲役刑若しくは罰金刑又はその両方を科されるものとする。
- 「第291B条：（口頭、書面を問わず）言葉で又は目に見える描写でいずれかの階級の人々の宗教的感情を故意に憤慨させる悪意の意図を持って、その階級の宗教若しくは宗教的信条を侮辱する又は侮辱しようとする者は誰でも、最長で2年となる可能性がある懲役刑若しくは罰金刑又はその両方を科されるものとする。
- 「第292条：いずれかの者の感情を傷つける若しくはいずれかの者の宗教を侮辱する意図を持って、又は、いずれかの者の感情が傷つく可能性が高い若しくはいずれかの者の宗教がそれによって侮辱される可能性が高いことを知りながら、いずれかの礼拝所、埋葬地、葬儀を執り行うために確保していた地若しくは死者の遺体の保管場所に不法侵入し、遺体に侮辱を与え、又は葬儀を実施するために集まった人々に混乱を引き起こす者は誰でも、最長で1年となる可能性がある懲役刑若しくは罰金刑又はその両方を科されるものとする。」¹⁹

[目次に戻る](#)

¹⁹ [Sri Lankan Penal Code, 1885](#)

4.3 宗教団体の登録

4.3.1 新規の宗教の設立に関して、USSD 2020 IRFレポートは、以下のように記述している。

「法律は、4つの宗教、すなわち、仏教、イスラム教、ヒンドゥー教及びキリスト教を認めている。この4つの宗教集団の中央宗教団体は登録を義務付けられない。この4つの認定宗教に所属する集団など新しい宗教団体は、新礼拝所を建設し、宗教活動家(伝道者)ビザ/入国許可証の保証人になり、学校経営及び宗教教育の補助金申請を行うためには、政府に登録して承認を得なければならない。宗教組織は、議会の議決により法人化を求めることもできる。議会の議決は単純過半数を必須とし、宗教団体に国の認可を付与する。」²⁰

4.3.2 また、同レポートは、「2020年から、仏教信仰省 (Ministry of Buddha Sasana) の管轄下にある特定の非内閣省が、主要な各宗教コミュニティの懸念事項に対処する責任を負う。首相がこの省を率いる。これまでは個々の閣僚が所管する各省が4つの認定宗教のそれぞれに関する宗教問題を取扱ってきた。」と記述している²¹。

4.3.3 さらに、同レポートは、以下のとおり記述している。

「キリスト教徒団体によると、キリスト教徒は地方自治体の登録要件を遵守する上で2つの主要な困難を経験した。第1に、農村部の信徒団は、土地登記所 (Land Registry) 書類のコピーの劣化及び不完全な土地調査のために土地権利証を取得できないことが多かった。第2に、地方評議会は、地元コミュニティ又は地元の仏教徒寺院の同意がなければ、新たな宗教建築物の建設を認可しない方を選択することが多かった。教会指導者は、支援を求めて地方自治体職員や宗教問題を所管する省に繰り返し訴えたが、あまり成功しなかった。」²²。

4.3.4 信仰又は宗教の自由に関する国連特別報告官 (United Nations Special Rapporteur on Freedom of Religion or Belief) のアハメド・シャヒード (Ahmed Shaheed) は、2019年8月15日から26日にかけてスリランカを訪問し、滞在中に様々な官僚、市民社会団体、研究機関及び様々な宗教団体の代表者たちと面談した。「[信仰又は宗教の自由に関する国連特別報告官のスリランカ訪問報告書](#)」 (UN SR報告書2020) の予備的所見の中で、同特別報告官は「少数派コミュニティは、登録プロセスが不透明でスピードも遅く、登録要件は明確でなく、面倒なプロセスであり、また、地元の警察や当局により監視や嫌がらせが行われていると苦情を漏らしていた。」と語った²³。

[目次に戻る](#)

4.4 教育及び宗教的な教え

4.4.1 2020年の出来事を対象とするUSSD 2020 IRFレポートは、生徒に宗教を教えることは全ての小学校及び中学校にとって必須であり、スリランカのOレベルシラバス (Ordinary-Level syllabus) に従う学校は全て、教育省 (Ministry of Education) のカリキュラムを教える (国が認定した4つの宗教全てについて教えることを含む) よう義務付けられている、と記述し

²⁰ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 4, 12 May 2021

²¹ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 5, 12 May 2021

²² USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 10, 12 May 2021

²³ OHCHR, '[...findings of Country Visit to Sri Lanka by the Special Rapporteur](#)' 26 August 2019

ている²⁴。

- 4.4.2 UN SR報告書2020は、特に宗教的な教えに言及して、「宗教コミュニティは、それぞれの宗教を教えるため、自由に学校や授業を運営することができる。政府は仏教徒コミュニティが運営する宗教学校に資金を拠出し、そのような学校を支援するが、他の宗教コミュニティが運営する学校は民間から資金提供を受けている。」と記述している²⁵。

[目次に戻る](#)

4.5 布教及び改宗

- 4.5.1 UN SR報告書2020は、布教に関して、以下のように記述している。

「布教の権利は、スリランカで十分には保護されていない。最高裁判所は、その特別判決No. 19 (2003年)で、仏教以外の宗教の布教と普及は「仏教又は仏陀の教えの存在そのものを損なうことになるため、認められない」と判示し、2018年には宗教を「布教する」権利は憲法により保護されないと判示した。しかしながら、2003年の判決は、仏教を布教するのであれば、認められるということを示唆しているように窺える。また、これは、第10条及び第14条(1)項(e)号で認めている権利を全ての宗教に保障するスリランカ憲法と矛盾することになる。」²⁶。

- 4.5.2 また、同特別報告官は、以下のように報告している。

「報告されているエホバの証人、福音派及びイスラム教徒に向けられた敵対心は、改宗が所与の地域で確立された支配権を脅かす又は支配的な宗教の教義及び信条を『侮辱する』という認識に基づいているように見える。これらの改宗は『非倫理的』で、脆弱な人々の「搾取」を伴うとされることが多い。ボドゥ・バラ・セーナとシヴァ・セナイ (Siva Senai) に共通する一般的な苦情は、西側が資金を拠出したスリランカの非政府機関による既存の宗教実践に対する侮辱と物質的な勧誘を通じて仏教徒とヒन्दゥー教徒がキリスト教に改宗しつつあるということである。両集団は、内戦が続く中、そのような多くの搾取的な改宗が特に内戦の被害を受けた東部州及び北部州で行われたと断言している。」²⁷。

- 4.5.3 スリランカ憲法が信教の自由を定めているにもかかわらず、スリランカのニュース出版物「ザ・モーニング」は2021年2月、ブッダササ・宗教・文化問題省 (Ministry of Buddhasasana, Religious, and Cultural Affairs) は個人が異なる宗教へ「非倫理的」に改宗している状況と闘うため、改宗禁止法を現在起草していると報道した。ブッダササ・宗教・文化問題省の秘書官であるカピラ・グナワルダナ (Kapila Gunawardana) 教授は、「金銭的利益を求めるとは教育など他のサービスを利用するための改宗は、非倫理的だとみなされる。『人々は望む宗教に従う権利を有するものの、様々な金銭的利益や他のサービスが非倫理的改宗を通じて得られており、これは止めさせなければならない』と説明した²⁸。 また、同記事は、

²⁴ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 5, 12 May 2021

²⁵ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 42, 28 February 2020

²⁶ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 31, 28 February 2020

²⁷ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 33, 28 February 2020

²⁸ The Morning, '[New laws against unethical conversions](#)', 18 February 2021

「マヒンダ・ラージャパクサ (Mahinda Rajapaksa) 首相は、全セイロン仏教徒会議 (All Ceylon Buddhist Congress) の年次大会で行った演説の中で『伝統的な仏教徒家族が他の宗教へ』改宗するという状況は重大な脅威であると主張し、この問題に関して懸念を提起した。」と報道した²⁹。2012年の国勢調査は、1981年国勢調査と比較して、キリスト教の信仰に従う人々の総数の増加が無視し得るレベルにとどまっていることを示しているにもかかわらず、このような発言がなされた³⁰。

[目次に戻る](#)

4.6 ブルカ及び宗教的顔面被覆物の禁止

4.6.1 BBCは2021年3月、スリランカ国は、国家の安全保障を理由に公の場でのブルカと他の顔面被覆物の着用禁止に向けた措置を講じてきたと報道した³¹。同報道は、以下のように伝えている。

「公安大臣 (Public Security Minister) の サラス・ウィーラセカラ (Sarath Weerasekara) は BBC に対し、既に閣僚命令に署名したので、後は議会の承認を得る必要があると語った。

「官僚は、まもなく禁止令が施行されることを見込んでいると語っている。

「イースター・サンデーにホテルや教会を標的にして一連の連携襲撃が行われてからほぼ2年が経過しようとするときに、この禁止措置の動きがあった。

「2019年4月に自爆テロ犯はカトリック教会と観光ホテルを標的にし、250人以上を殺害した。イスラム国の過激派集団がこの襲撃を実行したと語った。

「当局が過激派を追跡する中、緊急事態措置として、仏教徒が多数派を占める国で、短期間だけ顔面被覆物を禁止する措置が講じられた。

「現在、政府は恒久的にこの禁止措置を再導入するために動いている。

「ウィーラセカラ氏はレポーターに対し、ブルカは『最近生み出された宗教的過激主義の象徴』であると語った。また、同氏は、ブルカが『国家の安全保障に影響を及ぼしており、恒久的な禁止措置は導入時期を既に大幅に過ぎている』と言葉を継いだ。

「『したがって、私は禁止を指示する閣僚命令に署名した。この命令はすぐに実行に移されるだろう』と同氏は語った。」³²

4.6.2 UN SR報告書2020は、以下のように記述している。

「[宗教的顔面被覆物の禁止は] 宗教的な服装規制を遵守する人々、特に病院、学校、公共輸送機関といった公共施設内にいるイスラム教徒の女性に対する不寛容性の高まりをもたらした。一部の人々は顔面被覆物を含まないヒジャブ又はアバヤを身に着けたイスラム教徒の女性や女兒が病院や試験場へ入るのを阻止したり、職場で侮辱の言葉を発している。

「イスラム教徒の女性の多くは、ヘッドスカーフを着用した際、たとえ顔が見えていても、路上で嫌がらせを受け、また、政府機関や民間企業においてサービスを拒否されていると報告した...」³³

4.6.3 アルジャジーラ (Al Jazeera) は2021年4月28日、「国連の専門家から国際法に違反するというコメントがあったにもかかわらず、スリランカ内閣は国家の安全保障を引き合いに出して、顔面を全て覆うベール (イスラム教徒のブルカを含む) を公の場で着用することを禁止する提案を承認した...

²⁹ The Morning, '[New laws against unethical conversions](#)', 18 February 2021

³⁰ Colombo Telegraph, '[Are Religious Conversions Taking Place In Sri Lanka?](#)', 4 November 2016

³¹ BBC, '[Sri Lanka to ban burka and other face coverings](#)', 13 March 2021

³² BBC, '[Sri Lanka to ban burka and other face coverings](#)', 13 March 2021

³³ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 49- 50, 28 February 2020

この提案書は今後、司法長官官房 (Attorney General's Department) へ送られ、法律とするためには議会の承認を得なければならない。政府は議会で過半数の議席を占めているため、この提案書は容易に可決されるだろう。」と伝えた³⁴。

- 4.6.4 本書の執筆時点で、本提案書に関する議会の決定はまだ下されていなかった ([参考文献](#)を参照)。

[目次に戻る](#)

4.7 イスラム教徒に課された他の法的制限

- 4.7.1 2021年3月、ガーディアン紙はイスラム教徒の学校1,000校を閉鎖するスリランカ政府の計画について「また、ウィーラセカラ氏は政府が1,000校以上のマドラサを禁止すると語り、マドラサは当局に登録しておらず、国の教育政策に従っていないと主張した。」と報じた³⁵。本書執筆の時点で、CPITはマドラサが閉鎖されたかどうか確認するための情報を見出すことができなかった ([参考文献](#)を参照)。

- 4.7.2 2021年3月、タミル・ガーディアン紙 (Tamil Guardian) は、イスラム教の書籍に関して、国防省が承認しない限り、輸入を禁止したとも報じた³⁶。このニュースは、「スリランカの民主主義のためのジャーナリスト (Journalists for Democracy in Sri Lanka : JDS) も、2021年3月6日11:52am (英国時間) に報じた。JDSは「国際的な圧力が高まる中、スリランカ政府がイスラム教徒向けに埋葬権を認めてから1週間後、Kamal Gunaratne国防長官 (Secretary of Defence) は金曜日、イスラム教の宗教書籍の輸入に関して、国防省が承認しない限り、全面禁止を命じた。」と伝えている³⁷。

[目次に戻る](#)

第5節更新日：2021年8月24日

5. 政治分野への宗教的少数派の参加

- 5.1.1 オーストラリア外務貿易省 (DFAT) は、現場での知識と様々な情報源との議論に基づき作成し、2019年11月4日に公表したスリランカに関する国別情報報告書 (DFAT 2019報告書) の中で、政治分野で活動しているイスラム教徒の代表者に関して、以下のように伝えている。

「スリランカ・ムスリム会議 (SLMC) は、イスラム教徒の最大政党であり、国会で7議席を占めている。もう一つのイスラム教徒政党である全セイロン人民会議 (ACMC) は、国会で5議席を占めている。SLMC、ACMCとも、UNPが主導する連立政権「良い統治のための統一国民戦線 (United National Front for Good Governance)」の一角を担っている。SLFP [Sri Lanka Freedom Party : スリランカ自由党] とUNPは、国会にイスラム教徒の議員がいる。イスラム教徒は現政権内に閣僚職を含む9人の大臣レベル職を有していたが、2019年イースター・サンデーのテロ攻撃以降、イスラム教徒コミュニティを保護する認識に欠けた政府に抗議して2019年6月3日に総辞職した。その同日、公衆の圧力に対応して、西部州及び東部州のイスラム教徒知事も、辞表を提出した。その後、9人のイスラム教徒

³⁴ Al Jazeera, '[Sri Lanka cabinet approves proposed ban on burqas in public](#)', 28 April 2021

³⁵ The Guardian, '[Sri Lanka to ban burqa and close 1,000 Islamic schools](#)', 13 March 2021

³⁶ Tamil Guardian, '[Sri Lanka bans importing Islamic religious books...](#)' 06 March 2021

³⁷ JDS, (@JDSLanka on Twitter.com) '[Tweet dated 11:52am UK time, 6 March 2021](#)'

大臣のうち8人が大臣職及び閣僚職に戻った（2019年6月19日に2人、7月29日に4人、8月23日に2人）。」³⁸

5.1.2 2020年の出来事を対象とするフリーダム・ハウス（Freedom House：米国に本部を置く国際NGO）の「世界の自由（Freedom in the World）2021報告書」（Freedom House 2021報告書）は、特に政界で活動するヒンドゥー教の代表者たちに関して、「複数のタミル党やスリランカ・ムスリム会議（国内最大のイスラム教徒政党）など複数の政党が民族的及び宗教的少数派集団の権益を明示的に代表している。言語法や帰化手続を介するものなど組織的な差別がタミル人の政治参加に悪影響を及ぼしている。」と伝えている³⁹。

5.1.3 CPITは、本ノートで相談した情報源から、政界で活動するキリスト教徒の代表者に関する情報を見出すことができなかった（[参考文献](#)を参照）。

第6節更新日：2021年8月24日

6. 宗教的少数派に対する国家の取扱い

6.1 概観

6.1.1 UN SR報告書2020は、宗教的少数派に対する社会の取扱いにおいて進行中の問題があるにもかかわらず、宗教的少数派に対する公衆の認識に取組もうとするため、近年、政府によって幾つかの前向きな措置が講じられてきたことを確認した。特に、以下を伝えている。

「国連特別報告官は、国内で和解と平和的共存を促進するための様々なイニシアティブ（構想・計画）が進行中であるという報告を受理した。同特別報告官によると、スリランカにおいて『コミュニティ及び宗教の調和』に関して調査し、報告するため、2018年9月4日に議会特別委員会（Select Committee of Parliament）が設置された...2019年8月までに、同委員会は宗教的調和にかかる既存の問題を特定し、そのような課題の一部に取組むための勧告リストを提供し、提案した勧告の実施計画を策定した。また、2019年4月に開かれた「全信仰・全政党特別大会（Special All-Faith and All-Party Conference）」の場で、同委員会はディヤワナ宣言（Diyawanna Declaration）を発表した。幾つかある勧告の中でも特にこの宣言は、『大統領、首相及び野党党首を含めた全政党指導者が、狭い政治的、宗教的若しくは政党的差異の如何を問わず、全市民が恐怖や疑惑なく存在できるようにするため、また、国と国民の安全保障を確保するため、相互に協力し合う必要性』があると謳っている。

「2017年、同委員会は、内閣が承認した「スリランカにおける和解と共存に関する国家政策（National Policy on Reconciliation and Coexistence in Sri Lanka）」を公表した。同政策は、和解と共存に関して活動している利害関係者に対し、平和的な統一性と国の結束にかかるイニシアティブを実現するための指針となる枠組みを提供している。また、同委員会は、宗教的な共存を促進し、特に宗教間暴力に晒されやすい弱者が居住する地理的位置を特定するため、プログラムを実施し、学生を対象にして訓練するほか、これらの地域における紛争の転換にかかる双方向研修を実施していることも報告されている... また、紛争の解決、調停及び友好的な和解を通じて民族間及び宗教間の緊張関係に取組むために県レベルで11の和解委員会が設置された。さらに、同委員会は、

³⁸ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 3.29, 04 November 2019

³⁹ Freedom House, [Freedom in the World Sri Lanka 2021 report](#), 3 March 2021

紛争を転換する方法に関する意識を向上させるため、宗教的指導者、若者、政府代表及び市民社会活動家を団結させることを目指す「過去を癒し、将来を築く」として知られるプロジェクトを近年立ち上げた...

「また、同特別報告官は、宗教間の調和を促進するため、宗教的指導者と様々な宗教の関係者を一堂に集める宗教間委員会が県レベルで複数あることについて知った。これらの委員会は、スリランカ全国平和評議会やスリランカ宗教間慈善フォーラムによって支持されている。市民社会は、活発に宗教又は信条の自由を侵害する事件を監視し、報告してきた。」⁴⁰

6.1.2 しかしながら、同特別報告官は、「上述したような前向きな展開があるにもかかわらず、民族的及び宗教的コミュニティ間の緊張関係は根強く残っており、説明責任や司法へのアクセスを支持する上で、また、人権侵害の再発防止を保障する上で、宗教間及び民族間に大きなギャップも存在する。」とも語っている⁴¹。

6.1.3 2020年1月、国際危機グループ（International Crisis Group：国際NGO）は、以下のように述べている。

「ゴタバヤ・ラージャパクサ大統領とその兄であるマヒンダ・ラージャパクサ首相は、2019年11月の大統領選挙以来、26年間に及ぶ内戦の遺産である民族関係と法の支配に関する政策の抜本的変革に着手してきた... スリランカのシンハラ人及び仏教徒の多数派の多くの人々が有する民族ナショナリズムに一部根差している政策転換は、民族間及び宗教間の緊張関係を高め、行政部門や国家の力に対する抑止力を危険なまでに弱くするおそれがある。」⁴²

6.1.4 宗教的少数派集団の礼拝所に関して、USSD2020 IRFレポートは、以下のように記述している。

「地元の警察と政府職員は、仏教省（Ministry of Buddha Sasana）が2012年に撤回した政府通達を引き続き引き合いに出した。この通達は礼拝所に対し、宗教活動を行うために承認を得ることを義務づけている。また、警察は、キリスト教徒とイスラム教徒の礼拝と礼拝所を禁止し、阻止し、又は閉鎖した際、宗教施設の建設に関する2008年通達を引き合いに出したと伝えられている。しかしながら、一部の法律専門家によると、国内法にはそのような要件を裏付ける明示的な根拠がなかった。」⁴³

6.1.5 同報告書は、さらに次のように伝えている。

「8月20日、ラージャパクサ大統領は、議会での大統領就任演説で政府の政策を提示した際... 考古学的遺産管理のための大統領タスクフォース（Presidential Task Force for Archaeological Heritage Management）に焦点を当て、考古学的に重要な場所を保護し、また、仏教徒の遺産を保全するため、同タスクフォース（作業部会）が設置されたと語った。『仏教の優先課題を確実に解決することで...市民は自ら選んだ宗教を実践するという自由をより良く確保できるようになる。』と語った。東部州のタミル人及びイスラム教徒の活動家は、同タスクフォースがその権限

40 UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 15-17, 28 February 2020

41 UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 18, 28 February 2020

42 International Crisis Group, [Asia: A Dangerous Sea Change in Sri Lanka](#), 29 January 2020

43 USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 7, 12 May 2021

を利用して、少数派をその土地から強制退去させるための口実として、仏教徒の遺跡がある土地の所有権を主張すると予測した。

「市民社会団体と地元政治家は、軍がその公式の立場を超えて行動することがあり、ヒンドゥー教徒やイスラム教徒が圧倒的比率を占める地域で仏教徒寺院の建設を支援したと訴え続けたが、2020年はCOVID-19パンデミックのために課された移動制限を理由にこうした活動に関する報告はほとんどなかった。」⁴⁴

6.1.6 DFAT 2019報告書は、「地元情報源は、仏教徒が圧倒的多数を占める地元レベルの警察と政府職員は宗教的少数派に偏見を抱いており、宗教的少数派に対する宗教的動機に基づく攻撃の事案に敏感に反応しないと主張している。宗教的少数派はDFATに対し、特に地方公共団体レベルで仏教過激派からの保護を宗教的少数派に与える国の能力への信頼感を失いつつあると語った。」と伝えている⁴⁵。

6.1.7 同特別報告官は、スリランカ訪問後の予備的所見報告書の中で、スリランカ国の宗教に対するアプローチを全体的に捉えて、以下のように述べている。

「スリランカは、思想、良心及び宗教又は信条の自由を阻害しているようには見えず、宗教多元主義を包含する長い伝統を有している。個人が自己の宗教又は信条を持つ、採用する若しくは変える選択権を有することはスリランカの法律で保証されており、おおむね国際基準に準拠している。しかしながら、たとえ国家が宗教又は信条の表明に特定の制限を課さない場合であっても、ある宗教コミュニティが他の宗教コミュニティに不寛容な行為を犯し、そのような敵対行為の標的にされた個人やコミュニティを国が保護しないという事案に関する報告が頻繁になされた。」⁴⁶

[目次に戻る](#)

6.2 キリスト教徒に対する警察の取扱い

6.2.1 DFAT 2019報告書は、次のように伝えている。

「国内のキリスト教徒コミュニティの情報源によると、信教の自由に対する権利を侵害されたと認識して苦情を申立てるキリスト教徒は法執行職員から手ひどく扱われ、非難されることが多く、一部の苦情は詳細に調査されることがない。NCEASLが2015年から記録してきたキリスト教徒に対する暴力と威嚇の事案のうち、ほぼ半数は警察、村役人（grama niladhari : グラマニラダリ）及び郡次官（Divisional Secretariats）を含む国家機関が明確にあるいは暗黙のうちに関与している。複数の情報筋はDFATに対し、キリスト教徒の宗教の自由に対する制限は特に農村地域において顕著であり、その結果、これらの地域におけるキリスト教徒は自己の信仰を公にすることについてますます懸念が高まっている。」⁴⁷

6.2.2 特にキリスト教徒に対する国家の取扱いに関して、USSD 2020 IRFレポートは、つぎのように記述している。

⁴⁴ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 7-8, 12 May 2021

⁴⁵ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 3.24, 04 November 2019

⁴⁶ OHCHR, ‘[...findings of Country Visit to Sri Lanka by the Special Rapporteur](#)’ 26 August 2019

⁴⁷ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 3.44, 04 November 2019

「NCEASLによると、福音派キリスト教徒集団は、宗教的少数派とその礼拝所に対する嫌がらせに警察や地方自治体職員が加担したと報告し続けた。キリスト教徒集団によると、自治体職員と警察は、宗教的多数派側に付くことが多かった。NCEASLによると、警察はしばしばキリスト教徒を強制して、キリスト教徒に嫌がらせをした人々を許す陳述書に署名させた。キリスト教徒が警察の行動について苦情を申立てた場合は、平和を乱す者たちとして警察から非難された。」⁴⁸

6.2.3 同報告書は、キリスト教徒集団の一部のメンバーから、崇拝の法的権利を有しているにもかかわらず、地方自治体は時折「コミュニティの平和の維持」という口実で、キリスト教徒を強制し、その礼拝を止めさせる又は礼拝場所を変えさせたという報告があったことを強調した⁴⁹。

6.2.4 MRGI は2018年3月、以下のように述べている。

「スリランカの法律は、礼拝所又は宗教団体に関して国家の承認又は登録を義務付けていないが、2008年通達は、省次官が州議会及び郡に出状した指示書であるが、この通達には礼拝所を新たに建設する場合、所管省の事前承認を必要とすると記載されている。この指示書は、キリスト教徒の礼拝所を制限する又は違法若しくは無許可だとして禁止するための裏付けとして広く利用されている。2008年通達が明確に新建築物の建設のみに適用され、遡及的効果を持たないと記載しているにもかかわらず、国家机关は教会を（たとえ同通達の発行日より前に建設された建造物であっても）閉鎖し、キリスト教徒の礼拝を禁じる際、日常的にこの通達を濫用している。

「同通達は、申請宗教団体はその真正さを証明するために証拠書類を提出しなければならないことを明記している。しかしながら、この要件から『伝統的な宗教』を除外している。何が『伝統的な宗教』を構成するのかは同通達又はその他の文書で説明されておらず、関連機関の様々な職員がそれぞれ独自の解釈を適用するのを認めている。『伝統的な宗教』という特別区分が持つ意味合いは、『非伝統的』であると見られる宗教は結果として正当性に欠けるという認識を不可避的に確固たるものにする。この考えが特に福音主義派キリスト教徒に対する差別を助長している。この差別は、1947年にまで遡る議会法（Act of Parliament）により組み込まれた複数の福音主義宗派にまで及んでいる（これだけ遡る歴史があっても『伝統的』であるとは認められていない）。」⁵⁰

6.2.5 上記に加え、信仰又は宗教の自由に関する国連特別報告官も国家が宗教的少数派の崇拝能力を妨げるために利用する2008年通達を検証した。同特別報告官はUN SR報告書2020の中で、特にキリスト教徒に関して、以下のように述べている。

「法執行職員と地方自治体職員は、同通達を利用して宗教的少数派を差別し、その崇拝能力を奪っていると言われている。また、同通達は、非本流教会を閉鎖するため遡及的に利用されている。2015年以降、少なくとも57棟のプロテスタントキリスト教会が登録を得るよう指示されてきた。特に、福音派キリスト教会は地方自治体から登録していないという理由で礼拝所を閉鎖するよう圧力と嫌がらせを受けていると報告し続けている。同宗派の祈祷会や礼拝活動も、その許可を日常的に拒否されている。」⁵¹

⁴⁸ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 6, 12 May 2021

⁴⁹ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 7, 12 May 2021

⁵⁰ MRGI, [Sri Lankan Christians information page](#), March 2018

6.2.6 2020年には当局のメンバーの一部がキリスト教徒を差別するのが見られたが、USSDは年間を通じて政府の前向きな慣行に関する幾つかの事案に焦点を当てた。

「NCEASLによると、1月18日、およそ150人の暴徒がカルワンチクディ (Kalawanchikudy) のキング・オブ・キングス・ゴスペル教会 (King of Kings Gospel Church) に着き、村落で宗教的な礼拝活動をするのを止め、教会を閉鎖するよう牧師に要求した。この暴徒には、地方自治体の職員やヒンドゥー教徒の祭司も含まれていた。1月25日、同牧師は尋問を受けるため、カルワンチクディ警察署に行った。同署の上級職員は牧師に賛成する発言をし、牧師の宗教権を擁護し、その宗教活動を行う自由を強調した。また、この上級職員は牧師に嫌がらせをしてはならぬと他者に警告し、今後も問題を起こし続けるならば、逮捕すると語った。」⁵²。

6.2.7 キリスト教徒少数派の権利を擁護する上で前向きな措置が講じられた事案は幾つかあったものの、対応は依然として入り混じったものであった。USSD 2020IRFレポートは、このように相反する状況を説明できるような事件に焦点を当てている。

「2月10日、NCEASLによると、スリ・ニッサンカ・マーラ・プラ (Sri Nissankamallapura) にあるグッド・シェパード協会 (Good Shepherd Church) の牧師と信徒9人が地元警察、政府職員及び仏教僧侶12人と面談した。政府職員と僧侶たちは、直ちに宗教活動を止めるよう牧師に要求し、この村落でキリスト教徒は容認されないと伝えている。牧師はこの要求を拒否し、法的措置を取ると異議を唱えた。2月16日、仏教僧侶に率いられた集団が教会に行き、指示どおりに宗教活動を止めないとして牧師を戒めた。牧師の要求に応じて、地元の警察職員が教会を保護した。しかしながら、牧師は僧侶たちに対して苦情を申立てに行った際、警察本部の刑事は牧師に対し、治安を妨害したことを認める陳述書に署名するよう指示した。牧師が断ると、刑事は牧師を逮捕した。警察は平和を乱した罪で牧師を告発した。」⁵³。

[目次に戻る](#)

6.3 キリスト教徒に対する司法の取扱い

6.3.1 USSD 2020 IRFレポートは、スリ・ニッサンカ・マーラ・プラにあるグッド・シェパード協会の牧師が宗教活動を止めるよう指示され、その後平和を乱した罪で警察に告発された事件について、「...牧師の事案は2月17日にマナンピティヤ治安判事裁判所 (Manampitiya Magistrates Court) に付託され、審理は3月16日まで延期された。同治安裁判所は牧師に対し、彼の敷地内で行う宗教活動に1か月間は誰も招かないよう命じ、この命令に違反した場合は50万ルピー (2,700米ドル) の保釈金を科すと宣告した。」と伝えている⁵⁴。

⁵¹ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 36, 28 February 2020

⁵² USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 7, 12 May 2021

⁵³ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 8, 12 May 2021

⁵⁴ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 8, 12 May 2021

6.3.2 UN SR報告書2020は、以下のように記述している。

「...スリランカ全国福音同盟（NCEASL）より、2015年から2019年にかけて礼拝所、居住地域又は福音派教会の牧師若しくは信者に対する物理的・身体的攻撃を記録したおよそ87件の事案に関する報告書を受領した。このうち、50件のみが警察に報告され、8件は裁判所に提訴された。この結果、一部の事案においては被害者に補償金が認められたものの、加害者が有罪判決を受けた事案は1件もなかった。同様に、福音派キリスト教徒コミュニティは同コミュニティに対する憎悪と暴力の扇動にかかる事案を11件以上、また、その宗教的アイデンティティに基づく嫌がらせや差別の事案をおよそ300件記録してきた。警察に報告された又は裁判所に提訴された事案の結果は同じであった。すなわち、有罪判決は1件もなかった。」⁵⁵

6.3.3 同報告書は、司法部門でのエホバの証人の経験に関して、以下のように伝えている。

「また、エホバの証人は、2017年から2019年にかけて、身体的暴行、嫌がらせと威嚇、礼拝の妨害、礼拝所の破壊、及び礼拝所建設の申請却下に関する事案について少なくとも58件を警察に付託していると報告した。裁判所に提訴された33件の事案のうち、わずか5件のみがエホバの証人側に有利な判決を下され、加害者は嫌がらせを止めることに同意したが、有罪判決が下された事案は1件もなかった。」⁵⁶

6.3.4 これとは対照的に、2013年に起きたエホバの証人に対する襲撃が関係する歴史的事件に関して、USSD 2020 IRFレポートは、以下のように概説している。

「10月23日、警察は、2013年にエホバの証人の女性信者3人を襲撃した暴徒を主導したとして非難された仏教徒に対して、法務長官が提訴すると報告した。女性たちは暴徒によって木に括り付けられ、殴打され、罵詈雑言を浴びせられた。この時間が当初警察に報告された際、暴徒は地元の警察署を急襲し、署内の職員に暴行した。この襲撃が起きてから数年間、被害者は警察に行動を起こすよう圧力をかけ続けた結果、関わった僧侶の身元が明らかになった。」⁵⁷

[目次に戻る](#)

6.4 イスラム教徒に対する警察の取扱い

6.4.1 国粋主義仏教徒によるイスラム教徒の取扱いへの警察の対応に関して、MRGIは2018年3月、「傍観者として暴行の場にいた警察官を映したこれらの事件のビデオで身元を明らかに特定できるのにもかかわらず、加害者が提訴されることは稀であった。実質的に少数派の迫害に有効に対処すべき国家の側に行動を起こす気や関心もないことに加え、外見から判断してボドゥ・バラ・セーナ（BBS）や類似の組織を統制しようとする政治的意思が欠如している状況が国家の暗黙の了解を示唆していた。」と報告した⁵⁸。

⁵⁵ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 80, 28 February 2020

⁵⁶ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 81, 28 February 2020

⁵⁷ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 17, 12 May 2021

⁵⁸ MRGI, [Sri Lankan Muslims information page](#), March 2018

6.4.2 特に、イスラム教徒に対する警察の取扱いに関して、UN SR報告書2020は、以下のよう

に伝えている。
「2017年4月から6月にかけて、イスラム教徒に対する一連の暴力と威嚇の事件がスリランカの様々な地域で引き続き報告された。これらの地域では、イスラム教徒が所有する店舗、礼拝所、財産及び自宅が標的になった。2017年11月、ジントタ (Gintota) で暴力が勃発し、数十に及ぶイスラム教徒の財産が損壊した。その後、2018年3月、緊急事態が宣言され、数百の治安部隊が中部州及び東部州のディガーナ (Digana)、キャンディ、アンパラ及びその他の地域で発生している暴徒の暴力を阻止するために配置された。4日間に亘る襲撃で1人が死亡、数人が負傷したほか、400を超える財産、礼拝所、車両が破壊された。当局は数人を逮捕したが、政治的な人物はその後保釈された。」⁵⁹。

6.4.3 同特別報告官は、2019年のイースター爆破テロ以降「... 有事規制に基づき、2,289人（大半がイスラム教徒）がテロリズムに関与した嫌疑で逮捕され、その後、テロ防止（暫定条項）法（Prevention of Terrorism (Temporary Provisions) Act）（1979年 No. 48）又は市民的及び政治的権利に関する国際規約法（International Covenant on Civil and Political Rights Act）（2007年No. 56）に基づき起訴された...」と述べた⁶⁰。

6.4.4 米国のカトリック・ニュース源である「全国カトリック・レジスター (National Catholic Register)」は2021年7月、当初の多数の逮捕者と比較して、現在の本件事案における容疑者はわずか42人になっていると報告した⁶¹。

6.4.5 2019年のイースター爆破テロへの当初の国家対応以来、アルジャジーラは2021年4月、全セイロン人民会議の党首リシャド・バティウディーン (Rishad Bathiudeen) が事件との関連で逮捕されていたとして、以下のように報道した。

「スリランカ警察は、捜査の速度を上げねばというプレッシャーが高まる中、279人を殺害した2019年のイースター爆破テロに関連してイスラム教徒の指導者である議員を逮捕した。

刑事たちは、テロ防止法 (Prevention of Terrorism Act : PTA) に基づき、土曜日に全セイロン人民会議のリシャド・バティウディーン党首の身柄を拘束した、と警察のアジス・ロハナ (Ajith Rohana) 報道官が語った。同報道官は、未明にコロンボの彼らの自宅を強制捜査し、バティウディーンとその弟のリヤージ (Riyaaaj) を逮捕したと言葉を継いだ。『彼らはPTAの下で襲撃を実行した自爆テロ犯と関係があったことを示す状況証拠と科学的証拠に基づき逮捕された』とロハナは声明で語った。」⁶²

6.4.6 CPITは、2019年のイースター爆破テロ以来、さらに多数の逮捕が継続していることを示唆する情報を見出すことができなかった（参考文献を参照）。

6.4.7 また、UN SR報告書2020は、反イスラム教徒の憎悪と暴行が増加していると伝え、「...この暴力に対する当局の反応のなさが、その憎悪行動を継続する潜在的な加害者に力を与えているように窺える。」と記述している⁶³。

⁵⁹ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 29, 28 February 2020

⁶⁰ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 24, 28 February 2020

⁶¹ NCR, '[...Bishops Demand Answers From President, 2 Years After Easter Bombing](#)', 14 July 2021

⁶² Al Jazeera, '[Sri Lanka arrests Muslim leader over 2019 Easter Sunday attacks](#)' 24 April 2021

⁶³ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 27, 28 February 2020

6.4.8 同報告書は続けて、2019年イースター爆破テロ後に起きたイスラム教徒に対する暴力への警察の対応に関して、以下のように記述している。

「対話者の多くは、上述した事例の一部により例証されているように、暴力行為が当局の沈黙と無行動によりいかに『甘やかされた』かについて苦情を漏らした。一部の対話者は、大規模な暴徒が法執行当局からの妨害も反応もないまま、少数派コミュニティの近隣の至る所で、公然と数時間に亘って暴れまわることができ、また、警察の一部もこの暴力的な事件に参加し、さらに、暴力の一部は数日間も続いたというのに当局は襲撃に晒されている人々を十分に保護しなかったということについて驚きと落胆を表明した。」⁶⁴

6.4.9 また、DFAT 2019報告書も、2019年イースター爆破テロの報復として、イスラム教徒集団との暴力的な衝突が起きている間、警察が行動しなかったとイスラム教徒は報告した」と伝えている⁶⁵。

6.4.10 これとは対照的に、英国に拠点を置き、中東と北アフリカにおける問題に焦点を当てたニュース報道サイト「ニューアラブ (The New Arab)」は、スリランカ当局側がイスラム教徒の体面を傷つける行為に関わった者を進んで調査し、処罰する意思を示した1つの事例を、以下のように報道した。

「スリランカ軍は、ソーシャル・メディアに投稿された写真により、Covid-19都市封鎖規則を無視した罰として兵士たちが少数派のイスラム教徒を強制的に路上にひざまずかせていることがわかった後、スリランカ軍は日曜日に捜査を開始した。

「首都コロomboから約300キロ（190マイル）東に位置する離れたエラヴール (Eravur) の町で、武装した兵士たちはイスラム教徒に両手を上げたまま路上にひざまずくよう命じた。

「地元住民は、この命令が品位を傷つける屈辱的なものであると考え、政府職員も兵士たちにそのような処罰を下す権限は全くないことを認めた、と語った。

「被害者たちは、食品を買いに2つのレストランへ行く途中であった。

「『憲兵 (Military Police) の当初の調査は、エラヴール地域における嫌がらせ疑惑を写した数枚の写真が拡散された後で既に開始されていた』と軍は声明の中で語った。

「軍によると、担当将校は解任され、関わった兵士たちはエラヴールを去るよう命じられた。

「軍は、自ら進んで捜査を行うという稀にしか見られない意思を示した今回の事案で、『軍は道を踏み外した兵士に対して最も厳しい懲戒処分を行う』と言葉を継いだ⁶⁶。

[目次に戻る](#)

6.5 イスラム教徒に対する司法の取扱い

6.5.1 イスラム教徒に暴力を働いた者に対する警察の追求に関して、USSD 2020 IRFレポートは、「2020年を通じて、イスラム教徒1人の死亡をもたらした2019年5月の反イスラム教徒暴力及びモスクやイスラム教徒が所有する自宅と店舗に対する襲撃に関して、起訴された事案はなかった。2020年末までに、北西部州の全域に亘って暴力が起きる中で損壊した器物の所有者に政府は

64 UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 78, 28 February 2020

65 DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 3.37, 04 November 2019

66 The New Arab, '[Sri Lanka investigates troops over 'humiliation' of Muslims](#)', 20 June 2021

十分に補償していなかった。」と伝えている⁶⁷。

- 6.5.2 UN SR報告書2021は、2019年イースター爆破テロに関連して逮捕された人々（大半がイスラム教徒）のうち、多くの人々が十分な法定代理を受けるのに懸命になったと伝え、以下のように記述している。

「...2019年7月現在、1,655人が保釈を認められ、423人が再勾留され、211人が勾留されていた。テロ防止法に基づき逮捕されたイスラム教徒の家族は、居住地域で法定代理人を確保するのに難儀し、また、他の地域の弁護士を雇うために金銭面で著しい苦境に陥ったと主張した。イスラム教徒弁護士の大半は、報復を恐れてこれらの被逮捕者のために法廷に出頭することを渋っている。

また、同特別報告官は、非イスラム教徒の弁護士は『外部の考慮事項』を理由に被勾留者の弁護を拒否することが多いという報告を受理した。スリランカ人権委員会は、スリランカ法曹協会（Bar Association of Sri Lanka）と交わした通信の中で、弁護士がそのような考慮事項を理由にこれらの事案で法廷に出頭することを拒否している状況について懸念を表明した。」⁶⁸

[目次に戻る](#)

6.6 COVID-19パンデミック

- 6.6.1 USSD 2020 IRFレポートは、COVID-19パンデミックへの政府の対応が、死と埋葬に関してイスラム教を信仰している人々に対していかに差別的であったかについて、以下のように概説している。

「3月、MOH [Ministry of Health : 保健省] は、COVID-19の全被害者を火葬にすることを必須とした。したがって、コロナウイルスが原因で死亡したイスラム教徒をイスラム教の伝統に従って埋葬することは認められなかった。国際メディアの報道によると、COVID-19で親戚を失ったイスラム教徒は、警察と保健当局が愛する人の遺体を火葬にするため大急ぎで動き回るという衝撃的な状況を説明した。家族の多くは、愛する人のコロナ検査が陽性だったことを示す結果の写しを提供されず、また、2度目の検査を実施してほしいという家族の願いを病院職員は拒否したと証言した。人権擁護活動家のシュリーン・シャホール（Shreen Shahor）はガーディアン紙に対し、『このパンデミックが発生している間、（政府の）イスラム教徒コミュニティの取扱い方は、疑いの余地のない人種差別である。イスラム教徒コミュニティは、（他者の）信条と伝統を保護するためにイスラム教徒の死体を遺棄するよう強制されている。イスラム教徒がその死に際して威厳を否定されることを科学的に正当化することさえできない。』と語った。」⁶⁹。

- 6.6.2 また、同報告書は、この政策を変えてほしいという度重なる要請への政府の対応を、以下のとおり概説している。

「[2020年]4月11日、MOHは詳細な説明もなく改正ガイドラインを発行し、信仰の如何を問わずCOVID-19の被害者について火葬は必須であることを再度強調した。5月、2つの主要なイスラム教徒政党であるSLMCとACMCに加え、複数の市民社会活動家が最高裁判所に請願書を提出し、政府のCOVID-19火葬政策に異議を申立てた。最高裁判所はこの請願書事案が審理を進めるに値する適格性を有しているかを判断するため、2020年末時点で審理を開始していない。

⁶⁷ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 9, 12 May 2021

⁶⁸ UN HRC, ‘[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)’ para 24, 28 February 2020

⁶⁹ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 13, 12 May 2021

11月4日付公開書簡の中で、イスラム協力独立恒久的人権委員会（Independent Permanent Human Rights Commission of the Organization of Islamic Cooperation）はCOVID-19被害者の火葬を必須とする政府方針について深い懸念を表明した。」⁷⁰

- 6.6.3 BBCの報道によると、イスラム教徒が愛する人をCovid-19で亡くした場合、埋葬することを認めるべきだという圧力がかけられたことを受けて、政府はCovid-19で死亡した人々の遺体を火葬にするという強制命令が実施されてから11か月後となる2021年2月にこの命令を撤回した⁷¹。

[目次に戻る](#)

6.7 ヒンドゥー教徒に対する国家の取扱い

- 6.7.1 2019 DFAT報告書は、以下のように記述している。

「国内情報筋はDFATに対し、考古局は北部及び東部にあるヒンドゥー教の考古学的遺跡を仏教徒の遺跡であると主張し、常習的に仏教僧侶に味方していると語った。DFATは、ヒンドゥー教徒に対する人権侵害を体系的に記録しているスリランカ国内の組織を認識しておらず、したがって、この情報を検証することができない。」⁷²

- 6.7.2 タミル人（その大半がヒンドゥー教信仰者）の取扱いに関する情報については、国別政策及び情報ノート「[スリランカ：タミル分離主義](#)」を参照されたい。

[目次に戻る](#)

第7節更新日：2021年8月24日

7. 宗教的少数派に対する社会の取扱い

7.1 概観

- 7.1.1 USSD 2020 IRFレポートは、「宗教、言語及び民族は密接に関係しているため、嫌がらせ又は差別にかかる事案の大半を単に宗教的アイデンティティに基づくものと分類することは困難であった。」と記述している⁷³。

- 7.1.2 2020年に国際民族問題研究センター（International Centre for Ethnic Studies）とスリランカ全国福音同盟（NCEASL）が共同で公表した「パンデミック発生中のスリランカにおけるヘイトスピーチ」という表題の報告書の中で、スリランカで宗教的少数派に対する憎悪犯罪の事件がますます増加し、広がりを見せていることが報告された。

「スリランカでは、過去10年間に亘って民族・宗教的な緊張関係が著しく高まってきている。憎悪犯罪（宗教的な動機に基づく暴力を含む）と宗教的少数派に対するヘイトスピーチの事案の数が増加してきており、イスラム教徒と福音派キリスト教徒がこれら暴力とヘイトスピーチの事案の大半の受け手側である。スリランカにとって宗教的暴力は目新しいことではないが、近年における暴力の頻度と激しさは、新たな現象である。」⁷⁴

- 7.1.3 UN SR報告書2020は、次のように記述している。スリランカにおいて、

⁷⁰ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 13-14, 12 May 2021

⁷¹ BBC, '[Covid-19: Sri Lanka reverses 'anti-Muslim' cremation order](#)', 26 February 2021

⁷² DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 3.47, 04 November 2019

⁷³ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 15, 12 May 2021

⁷⁴ MinorMatters, '[Hate Speech in Sri Lanka during the pandemic](#)', page 3, 2020

「ヘイトスピーチの加害者は、法的な反動を被ることなく自由にその運動を継続し、害を引き起こすことができるという全般的な認識が被害者の間にある。少数派コミュニティは常にヘイトスピーチや憎悪犯罪の脅威に晒される一方、司法に頼ることも全くできず、極めて脆弱な思いをしている。こうした人々の大半は、2014年のアルスガマ（Aluthgama）、2017年のジントタ、2018年のアンパラとディガーナでそれぞれ発生した暴力事件により何度も心の傷を負った後、国家と法執行機関に対する信頼を失ってしまっている。これらの暴力事件には、器物損壊、痛ましい負傷、また、アルスガマやディガーナの場合は殺害が含まれている。これらは明らかに、民族的及び宗教的アイデンティティを政治問題化させ、少数派コミュニティ、特にイスラム教徒コミュニティを標的にした現代で起きているヘイトスピーチと憎悪暴力の事例である。各事件に関して十分な証拠が利用できるのにもかかわらず、事件から数年経った今でも、政府が数人を逮捕し、一部の被害者は補償されたものの、ただ1人の加害者さえも責任を問われていない。このような暴力はイスラム教徒のみを標的にしたのではなく、同様の暴力は様々な時点でタミル人やキリスト教徒に対しても振るわれている点に注目すべきである。」⁷⁵

7.1.4 USSD 2020 IRFレポートは、次のように記述している。宗教的調和を築くために、

「市民社会団体は、宗教的指導者、民間指導者及び様々な信仰の伝統と民族性を有する一般の人々で構成される県レベルの宗教間調停委員会を通じて平和構築活動を主導するため、宗教的指導者とコミュニティ指導者の能力を強化する取組を続けている。NGOのスリランカ国家和平評議会（National Peace Council of Sri Lanka）は、仏教徒が圧倒的比率を占めるシンハラ人多数派と主にヒンドゥー教徒とキリスト教徒で構成されるタミル人少数派の間の内戦が終了したことを受けて、2010年に複数の委員会を設置した。」⁷⁶

[目次に戻る](#)

7.2 ソーシャル・メディアとオンラインの悪用

7.2.1 USSD 2020 IRFレポートは、以下のように記述している。

「複数の市民社会団体によると、宗教的少数派を標的にしたソーシャル・メディア運動は憎悪に油を注いだ。複数の報道と市民社会によれば、BBSなど国粋主義仏教徒団体は引き続き、特にソーシャル・メディア上で、多数派のシンハラ人仏教徒の至上性を推進し、宗教的及び民族的少数派を誹謗中傷した。これらの団体は、イスラム教徒とタミル人のコミュニティに対する憎悪を駆り立てる者を当局が取り締まることはなかったと語った。」⁷⁷

7.2.2 3か月間（2020年3月～6月）に亘って、スリランカ全国福音同盟（NCEASL）はスリランカで起きている宗教的少数派に対するヘイトスピーチを分析するため、複数のオンライン・ウェブサイトを検証した。シンハラ人とタミル人が入り混じった103件のオンライン投稿記事がNCEASLによって分析された。全投稿記事のうち、NCEASLが調査した資料内で確認されたヘイトスピーチの58%はイスラム教徒に対する攻撃に集中し、30%はキリスト教徒を標的にし、5%未満がタミル人又はヒンドゥー教徒を攻撃していた⁷⁸。シンハラ語で投稿された記事のうち、

⁷⁵ UN HRC, ‘[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)’ para 67, 28 August 2020

⁷⁶ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 17, 12 May 2021

⁷⁷ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 15, 12 May 2021

⁷⁸ MinorMatters, [‘Hate Speech in Sri Lanka during the pandemic’](#), page 15-18, 2020

79%はイスラム教徒又はイスラム教を攻撃していた。タミル語で投稿された記事のうち、46%はキリスト教徒とタミル族を、35%はイスラム教徒又はイスラム教を攻撃していた⁷⁹。NCEASLは、「宗教的少数派、特にイスラム教徒、キリスト教徒、タミル人及びヒンドゥー教徒は引き続き、ソーシャル・メディア・プラットフォーム上で悪魔視された。この3か月間に投稿された記事やコメントの多くは、これまでソーシャル・メディアで公表されてきた偽情報、固定観念及び悪魔化を反映していることがわかった。」と語った⁸⁰。

7.2.3 また、USSD 2020 IRFレポートは、ソーシャル・メディアがどのようにして宗教的少数派に対する憎悪を増幅させたのかについて「イスラム教徒の市民社会活動家は、ソーシャル・メディア上及びCOVID-19パンデミックに関係する放送・活字メディアの一部での反イスラム教徒ヘイトスピーチの『膨大な噴出』と形容した。」と概説している⁸¹。

7.2.4 また、2020年5月にバークレー宗教・平和・世界問題センター（Berkley Center for Religion, Peace, and World Affairs）が公表した記事の中で、オンラインとソーシャル・メディア上でのイスラム教徒に対する攻撃が分析された。

「民族・宗教的区分は、Covid-19パンデミックにおける無責任な行動や組織化されたコロナウイルスの拡散疑惑として民族的少数派コミュニティを描く反イスラムの会話を伝えるソーシャル・メディア及び電子ニュース報道で明らかである。イスラム教徒団体のグループはスリランカ警察に対し、『イスラム教徒コミュニティに対して憎悪を駆り立てる行為が継続している状況』に関する捜査を直ちに実施するよう促してきた。警察の監察長官代行宛の書簡で、これらの団体は宗教的憎悪をけしかけるソーシャル・メディアの内容に言及し、フェイクニュースの拡散を統制するために緊急措置を講じるよう警察に要請している。」⁸²

7.2.5 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2020年の出来事を対象としたその2021年世界レポートの中で、「スリランカのイスラム教徒は数年間に亘って、本流メディア及びソーシャル・メディアで流される悪意に満ちたヘイトスピーチの標的にされてきた。こうした状況は、イスラム教徒過激派による犯行で250人以上が死亡した2019年イースター爆破テロが起きた後で悪化した。Covid-19パンデミックが発生した最初の数か月間、ソーシャル・メディア上ではイスラム教徒の企業をボイコットしようという呼びかけがなされ、イスラム教徒が意図的にCovid-19を蔓延させているという偽の主張が行われた。」と伝えている⁸³。

7.2.6 UN SR報告書2020は、キリスト教徒に対する憎悪と暴力の扇動においてオンラインとフェイクニュースが果たしている役割について、以下のように記述している。

「対話者の多くは、深刻な懸念を持って、フェイクニュースと暴力の扇動を通じて恐怖を生み出す上でのソーシャル・メディアの役割に注目している。キリスト教徒は、フェイクニュースとオンラインでのヘイトスピーチの標的になってきた。例えば、スリランカ全国福音同盟（NCEASL）は、その2019年事件報告書の中で、2019年1月にバティックカロアのキリスト教徒コミュニティに対して、フェイスブックを通じて呼びかけられていたデマと暴力に言及した。」⁸⁴

⁷⁹ MinorMatters, '[Hate Speech in Sri Lanka during the pandemic](#)', page 15-18, 2020

⁸⁰ MinorMatters, '[Hate Speech in Sri Lanka during the pandemic](#)', page 21, 2020

⁸¹ USSD, '[2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#)', page 15, 12 May 2021

⁸² Berkley Centre, '[Implications of Covid-19 on Ethno-Religious Tensions in Sri Lanka](#)' 26 May 2020

⁸³ HRW, '[World Report 2021](#)', 13 January 2021

⁸⁴ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 69, 28 February 2020

7.3 キリスト教徒

7.3.1 キリスト教徒に対する社会の取扱いに関して、MRGIは 2018年3月に「キリスト教徒、特に福音派キリスト教徒に対する敵意は、数十年に亘って根強く残っている。しかしながら、この敵意の様々な表明形態は、時の経過とともに進化してきた。身体的な負傷又は器物の損壊を引き起こす暴力的な攻撃は著しく減少しているものの、嫌がらせ、脅迫、威嚇及び差別といった身体的暴力を伴わないその他の事案は引き続き発生している。」と伝えている⁸⁵。

7.3.2 世界の宗教的少数派に関して報告する人権団体のキリスト教世界連帯（Christian Solidarity Worldwide : CSW）は、2020年5月の記事で「スリランカ全国福音同盟（NCEASL）は、「2015年初めから2019年6月末までの間」に発生した「キリスト教徒を標的にしたおよそ387件の暴行又は人権侵害」を記録してきた、と伝えている。また、同じ情報源は、「この人権団体に報告された事件数は、長年が経過してもほぼ同じ水準のままである。これらの事件は多岐に亘っており、身体的暴力行為、暴力の脅威、教会の閉鎖（又は閉鎖未遂）、憎悪運動と宣伝、器物損壊、警察の無関心などが含まれている」と伝えている⁸⁶。

7.3.3 「スリランカの民主主義のためのジャーナリスト（JDS）」は2019年4月7日、以下のように報告している。

「障害者センターで開かれた祈祷会に参加したキリスト教徒は、暴言を吐く反キリスト教暴徒から石や火の付いた爆竹を放り投げられた、とスリランカのメソジスト教会は語っている。この非仏教徒に対する最近の暴行は、キリスト教徒にとって聖なる日である棕櫚の主日（Palm Sunday）を信者が祝している時に行われた[...]『これが初めてではない』とペレラ（Perera）司教はソーシャル・メディアに投稿したビデオ・メッセージの中で語った。数十に及ぶキリスト教施設と同様に、Koombichchankulamセンターも [2019年] 2月以来、標的とされてきた」⁸⁷。

7.3.4 特にスリランカにおけるキリスト教徒の経験に関して、USSD 2020 IRFレポートは、2019と比較して2020年は社会によるキリスト教徒への身体的及び非身体的暴力が減少したと伝えている。同報告書は「NCEASLは、2020年を通じて教会に対する攻撃、牧師と信者に対する暴力と暴力での威嚇、礼拝の妨害などに関する事案を50件記録した。これに対し、2019年は94件であった。人権擁護活動家は、事案数の減少がパンデミック関連の都市封鎖と公衆の集まりの禁止に起因していると考えている。」と記述している⁸⁸。

7.3.5 USSD 2020 IRFレポートは、2020年に起きた福音派キリスト教徒に対する暴力事件として、以下の事案を挙げている。

「1月と2月、仏教僧侶に率いられた集団が教会へ向かう途中の福音派キリスト教徒に声をかけ、あるいは、礼拝サービスを妨害し、礼拝を直ちに止めるよう要請するとともに、礼拝者を脅した。また、3つの事案では、

⁸⁵ MRGI, [Sri Lankan Christians information page](#), March 2018

⁸⁶ CSW, '[General Briefing: Sri Lanka](#)', 1 May 2020

⁸⁷ JDS, '[Mobs attack Sri Lanka Methodist center for disabled on Palm Sunday...](#)', 17 April 2019

⁸⁸ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 16, 12 May 2021

群衆が牧師、その家族又は信者に暴行を加えた...」⁸⁹

7.3.6 2015年から2019年にかけて起きたキリスト教徒に対する攻撃に関して、UN SR 報告書2020は、以下のように記述している。

「... スリランカ全国福音同盟 (NCEASL) から、2015年から2019年にかけて起きた礼拝所、居住地又は福音派教会の牧師や信者に対する物理的・身体的攻撃に関するおよそ87件の事案を記録し報告書を受理した... 同様に、福音派キリスト教徒コミュニティは、同コミュニティに対する憎悪と暴力の扇動に関する11以上の事案を記録してきた。その宗教的アイデンティティに基づく嫌がらせ又は差別の事案をおよそ300件記録してきた。」⁹⁰

7.3.7 DFAT 2019報告書は、以下のように記述している。

「仏教徒は、報告されている事案の大半の加害者であった。ヒンドゥー教徒がこれに続いている。また、度合いは少し低くなるが、他のキリスト教宗派に対するカトリックの加害の事例が続いている。2019年以前には、イスラム教徒によるキリスト教徒への暴力又はあからさまな敵意の事例は報告されていない。DFATは、近年、ヒンドゥー教徒や仏教徒の暴徒が北中部州及び東部州の公的墓地にキリスト教徒がその死者を埋葬するのを妨害した事案に関する報告があったことを承知している。」⁹¹

7.3.8 特にエホバの証人が経験した出来事に関して、USSD2020 IRFレポートは以下のよう
に記述している。

「エホバの証人は引き続き、差別と虐待の事案を報告した。3月17日、エホバの証人はWeralugahamulla寺院の僧侶長であるAngmaduwe Vimala Himiが信徒の集団とともに、エホバの証人の女性信者4人に近づいて来たと言った。僧侶長とその信徒たちは女性たちを罵倒し、杖で殴打した。また、女性の1人から宗教文献を奪って燃やす間、女性たち全員に対し、また戻ってきたら『もっと痛い目を見るぞ』と言って脅した。この暴行で女性の1人が入院した。同日、同じ僧侶と信徒集団がエホバの証人の別なグループと衝突し、文献を収奪し、乱暴したため、2人が入院する結果となった。エホバの証人は両事案に関して訴訟を提起したが、これらの訴訟は2020年末時点で係属中となっている。」⁹²

7.3.9 UN SR報告書2020は、以下のように結論付けている。

「非ローマ・カトリック教徒は引き続き、「非倫理的な改宗」にかかる疑いとその布教権に対する制限を理由に、多数の暴力的な攻撃事案に晒されている。」⁹³

[目次に戻る](#)

⁸⁹ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 2, 12 May 2021

⁹⁰ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 80, 28 February 2020

⁹¹ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 3.43, 04 November 2019

⁹² USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 16-17, 12 May 2021

⁹³ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 90, 28 February 2020

7.4 イスラム教徒

7.4.1 同特別報告官は、2019年のスリランカ訪問後の予備的所見で、イスラム教徒に対する社会の取扱いを以下のように要約した。

「しばしば、イスラム教徒コミュニティは... 特に、様々な嫌がらせと暴行に直面した。このような行為には、礼拝妨害、礼拝所の損壊、聖職者に対する身体的暴行、威嚇、コミュニティ又は聖職者に対する暴徒の暴力、...モスクの登録要求、礼拝所の利用制限、葬儀に関するものなど宗教的儀式若しくは墓地利用に対する妨害、コミュニティに対する暴力の扇動、及び他の多くの不寛容行為が含まれる。イスラム教徒コミュニティは、特に [2019年]4月の爆破テロ以降、敵対心の高まりに直面してきた。罪を犯しても処罰されないという認識が事前にあったことで、反イスラム教徒集団の姿勢が強硬になってきている。反イスラム教徒暴力への当局の対応が弱く、かつ、一貫性がないため、国内の一部の地域において個人とコミュニティに対する暴力と攻撃がますます増加している...」⁹⁴

7.4.2 イスラム教徒に対する認識と取扱いに関して、MRGIは2018年3月、以下のように述べている。

「イスラム教徒コミュニティを狙った脅迫と威嚇には、イスラム教徒が経営する店舗や事業のボイコット、精肉店など伝統的にイスラム教徒が行ってきた商売を禁止する行動などが含まれる。また、イスラム教徒コミュニティは、その宗教的信仰を実践する際にも日常的に差別を受けている。注目すべき事例は、バンダラガマ

(Bandaragama) でマドラサが増築されることに仏教徒が反対した事案に関する2016年2月の報告書である。同地でマドラサが建設に関して必要な許可を得たにもかかわらず、郡次官は地元の仏教僧侶の反対意見を尊重してその建設を中断させた。その後、警察は建設が合法的であることを認めたが、攻撃が行われた際に警察は警備を行うことができないと語り、イスラム教徒に増築工事をあきらめるよう助言した。キャンデイのJumma Lineモスク (マレー軍 (Malay Military) モスクとも呼ばれる) でミナレット (尖塔) を建設しようとした際も、一旦建設されてしまえば、ミナレットはキャンデイの聖なる仏教寺院『仏歯寺 (Temple of the Tooth) 』よりも高くそびえ立つことになる」と主張した仏教僧侶が主導した怒りのデモ行進が2016年6月に行われるという結果を招いた。このモスクは、1820年に英国の植民地統治当局がマレー連隊

(Malay Regiment) に贈与した土地に建設されている。1820年以前は、この土地が仏教寺院に属していたと仏教徒は主張している。危険を孕む極めて不安定な状況と暴力が勃発するおそれを緩和するため、同モスクは、争点となっているミナレットの建設を中断すると約束した。」⁹⁵

7.4.3 DFAT 2019報告書は、以下のように記述している。

「...東部州におけるイスラム教徒の店舗経営者、露天商、移動物売り及び日雇い労働者は、日常業務を行うのを妨害されてきた。イスラム教徒の商売のボイコットを奨励するパンフレットが配布され、一部のイスラム教徒は店舗や輸送機関の利用を拒否された。また、DFATは、北部及び東部に住むイスラム教徒の男性の一部が夜間移動パスの交付を拒否され、漁業ができなかったという事案をエピソードの形で聞いている。[2019年]5月24日、クルネガラ (Kurunegala : 北西部州の都市) で医師をしているイスラム教徒のモハメド・シャフィー (Mohamed Shafi) 博士は、

⁹⁴ OHCHR, '[...findings of Country Visit to Sri Lanka by the Special Rapporteur](#)' 26 August 2019

⁹⁵ MRGI, [Sri Lankan Muslims information page](#), March 2018

数千人に及ぶシンハラ人女性を、本人たちの同意を得ることなく不妊にした疑いで身柄を拘束された。この逮捕は、国粋主義者系新聞の一面で身元不明の医師が4,000人の女性に帝王切開実施後この女性たちを不妊にしたという記事が出た後に行われた。警察が同博士の犯罪を裏付ける実質的な証拠を見出せなかったため、7月25日にシャフィー博士は保釈された。」⁹⁶

7.4.4 特にスリランカのイスラム教徒コミュニティが経験した出来事に関して、UN SR 報告書2020は、以下のとおり記述している。

「イースター爆破テロの余波を受けて、イスラム教徒コミュニティに対する差別、敵対心及び暴力、イスラム教徒が経営する事業のボイコット、イスラム教徒女性の服装規制に対する自警団の攻撃及びメディアの憎悪運動がますます激しさを増してきた。イスラム教徒の政治的指導者、宗教的指導者及び市民社会の指導者たちがこの爆破テロに関与した過激派のイデオロギーを否定しているにもかかわらず、イスラム教徒コミュニティのメンバーは広範な非難と人種攻撃に晒されてきた。イスラム教徒に関する陰謀理論と人種差別主義者の固定観念に根差しているように見える憎悪は、身の安全と国内における自己の将来を危惧するイスラム教徒コミュニティ内に懸念を引き起こしている。」⁹⁷

7.4.5 また、同特別報告官は、同じ報告書の中で、2019年イースター爆破テロがイスラム主義テロリストによって実行された結果として、「これは、反イスラム教徒集団がイスラム教徒コミュニティに対する憎悪と暴力の扇動を強化するための口実となってきた」と語っている⁹⁸。また、「...複数のモスクも地元自警団の調査の対象となってきた。印刷媒体、電子媒体の如何を問わず、地元メディアの記事欄には、反イスラム教徒の発言のみが繰り返されており、標的になっているコミュニティの個人又は集団からの反論や釈明は掲載されていない。」とも述べている⁹⁹。

7.4.6 これとは対照的に、USSD 2020レポートは、2020年を通じてスーフィー派イスラム教徒コミュニティの様々な経験に焦点を当て、次のように伝えている。「東部州のカッタングディ (Kathankudy) の町に拠点を置くおよそ10,000人から成るスーフィー派イスラム教徒コミュニティの代表によると、2020年を通じてこのコミュニティを標的にした事件は全くなかった。同代表によると、保守的なワッハーブ (Wahhabi) に触発されたスンニ派イスラム教徒とスーフィー派の関係に対する公衆の注目度がイースター爆破テロ以来低くなっており、また、ワッハーブ派に対する政府の監視が強まっているため、同コミュニティは安心感を抱いている。」¹⁰⁰。

[目次に戻る](#)

7.5 過激派による2019年イースター爆破テロ

7.5.1 2019年4月21日 (イースター・サンデー：復活の主日)、イスラム国と関連がある過激派グループのナショナル・タウヒード・ジャマア (NTJ) の自爆テロ犯が、キリスト教信者を標的にした攻撃によって全国の教会やホテルで少なくとも253人を殺害し、およそ500人を負傷させた¹⁰¹。

⁹⁶ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 3.32, 04 November 2019

⁹⁷ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 23, 28 February 2020

⁹⁸ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 27, 28 February 2020

⁹⁹ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 25, 28 February 2020

¹⁰⁰ USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 17, 12 May 2021

¹⁰¹ BBC, '[Sri Lanka attacks: What we know about the Easter bombings](#)', 28 April 2019

7.5.2 DFAT 2019報告書は、以下のように評価している。

「イスラム教徒とイスラム教徒の礼拝所に対する攻撃に関して信頼できる統計はない。イスラム教徒に対する事件は、イースター・サンデーのテロ攻撃以来、増加してきた。シンハラ人国粋主義仏教徒集団は近年、イスラム教徒に対する継続的なヘイトスピーチ運動に従事してきており、現在も進行中である。イースター攻撃の後、イスラム教徒は差別と誹謗中傷の標的にされてきており、一部の非イスラム教徒は、2019年4月21日の出来事の原因をイスラム教徒コミュニティ全体に負わせている。2018年3月と2019年5月に発生した反イスラム教徒の暴力を例外として、イスラム教徒コミュニティに対する攻撃は低レベルの性格を帯びている。」¹⁰²

7.5.3 DFAT 2019報告書は、爆破テロに対応して発効し、2019年8月22日に失効した非常措置と特別権限を含む政府の対応に焦点を当て、次のように伝えている。「国内のイスラム過激派によって実行された自爆その他の爆破テロに対応して、全国的な有事規制が2019年4月22日に導入された。有事規制は憲兵に令状なしで容疑者を逮捕し、道路を封鎖し、外出禁止令を敷き、また、集会を制限する能力を含む権限を与えた（治安情勢、イスラム教徒及びキリスト教徒を参照）。有事規制は2019年8月22日に失効した...」¹⁰³

7.5.4 また、DFAT 2019報告書は、過激派による爆破テロの結果としてイスラム教徒は報復攻撃を受けてきたと伝え、以下のとおり記述している。

「2019年4月21日以来、イスラム教徒コミュニティは身体的暴行や器物損壊を含む報復攻撃の標的にされてきた。よく知られた報復が西部州（ニゴンボ（Negombo）、ガンパハ（Gampaha）、カルタラ（Kalutara））、北西部州（プッタラム、チラウ（Chilaw）、クルネガラ）及び北部州（マンナル（Mannar））で行われてきた。5月12~13日に起きた最も深刻な事件で、北西部州の全域に亘る複数の町や市（チラウ、プッタラム及びクルネガラを含む）で、イスラム教徒が所有する事業、モスク、自宅及び車両の多くがシンハラ人暴徒の標的にされた。多くの財産（地元の窓口によると、クルネガラ県だけで450件）が火を付けられ、破壊され、著しく損傷した。イスラム教徒の実業家が1人殺害された。政府は、この社会不安に対応して全国を対象とする外出禁止令を宣言するとともに、イスラム教徒に対する暴力を駆り立てるビデオや投稿記事の拡散を防止するためにソーシャル・メディアを遮断した。この暴力に関連して著名なシンハラ系仏教徒国粋主義者であるアミス・ウィーラシンハ（Amith Weerasinghe）を含む100人以上が逮捕された。HRCSLは、当局が攻撃を中止させるのに十分な措置を講じなかったことについて懸念を表明した...

「2019年5月12~13日の出来事は、政府が10日間に亘る全国的な緊急事態を宣言し、キャンディ（中部州）のシンハラ人仏教徒とイスラム教徒コミュニティ・メンバー間の衝突に対応して、インスタント・メッセージング・アプリやソーシャル・メディア・プラットフォームを一時的に遮断した2018年3月6日以降、最も深刻な反イスラム教徒暴力の事案だった。この社会不安は、シンハラ人男性が自動車事故を起こした後、イスラム教徒集団に暴行されたという報道が引き金になった（このシンハラ人男性は、その後負傷が原因で死亡した）。多数の兵士や警察官が配置され、外出禁止令が延長されたにもかかわらず、

¹⁰² DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 3.40, 04 November 2019

¹⁰³ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 5.5, 04 November 2019

キャンディ周辺の幾つかの町で暴力は 2018 年 3 月 7 日まで続き、4 人（イスラム教徒 2 名、シンハラ人 2 名）が殺害され、数十人が負傷した。この暴力に関連して、アミス・ウィーラシンハを含む合計 280 人が逮捕された（ウィーラシンハはその後、2018 年 11 月 1 日に保釈された）。」¹⁰⁴

- 7.5.5 UN SR 報告書 2020 は、「特にイースター爆破テロが発生し、その後イスラム教徒コミュニティを標的にした暴徒による暴力行為が起きた後、民族・宗教コミュニティ間に深刻な信頼感の欠如と緊張関係の高まり...」があったと伝えている¹⁰⁵。

[目次に戻る](#)

7.6 ヒンドゥー教徒

- 7.6.1 MRGI は 2018 年 3 月、タミル人（その大半がヒンドゥー教徒）に対する取扱いに関して、以下のとおり記述している。

「...国の調停努力において土地に対する権利と司法へのアクセスが中心的な要素を占めているが、タミル人の文化と表現の自由は、特にスリランカ政府の数十年に亘る抑圧的な政策（これにより、宗教的実践が禁止され、遺跡が破壊された）の後で周縁化されてきた。これらの問題は今日まで根強く残っており、少数派居住地域で進行する軍事化、強制退去及びシンハラ化の流れは、シンハラ人による支配を確認する仏教寺院や勝利記念碑の建設に反映している。

「権利侵害には、仏教徒の聖地のために土地を収奪する行為、少数派居住地域—場合によっては仏教徒が 1 人も居住していない地域—仏教徒の象徴及び礼拝所を出現させる行為、ヒンドゥー教徒の礼拝所及び文化遺産にタミル人が立ち入ることを禁止する行為などが含まれる。」¹⁰⁶

- 7.6.2 タミル人（その大半がヒンドゥー教徒）に対する取扱いに関する詳細情報については、国別政策及び情報ノート「[スリランカ：タミル分離主義](#)」（2021 年 6 月）及び「[内務省事実調査団報告書：スリランカ](#)」（2020 年 1 月）を参照されたい。

[目次に戻る](#)

8. 異教徒間の結婚

第 8 節更新日：2021 年 8 月 24 日

- 8.1.1 DFAT 2019 報告書は、以下のとおり記述している。

「スリランカの異宗婚/異教徒間結婚の事案に関する公式データはない。事例証拠により、特に都市部では行われているが、異宗婚/異教徒間結婚は全体としては一般的でないことが示唆されている。スリランカ国民は、自らの宗教共同体内で結婚することが奨励されている。家族は異宗婚/異教徒間結婚に反対するのが一般的ではあるが、この反対が異宗婚/異教徒間結婚のカップルやその子供たちに身体的な危害を加えるという形で現れることは一般にない。情報源が DAFT に語ったところによれば、異宗婚/異教徒間結婚は、北部や東部よりも南部（コロンボを含む）で行われる可能性が高い。

¹⁰⁴ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 3.35, 3.37, 04 November 2019

¹⁰⁵ UN HRC, ‘[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)’ para 21, 28 February 2020

¹⁰⁶ MRGI, [Sri Lankan Tamils information page](#), March 2018

大半の異宗婚/異教徒間結婚を司るのは、宗教法ではなく国の法律である。

「キリスト教徒とヒンズー教徒間の結婚は、スリランカで最も一般的な異教徒間結婚である。シンハラ人仏教徒はキリスト教徒と結婚することがある。スリランカのイスラム教徒は、他の宗教の信徒よりもキリスト教徒と結婚する可能性が高い。イスラム教徒との結婚を希望する非イスラム教徒は、イスラム教に改宗し、子どもをイスラム教徒として育てなければならない。DFATは、このような改宗が象徴的なものになる場合があるという報告を認識している。国粋主義仏教徒集団のBBS [ボドゥ・バラ・セーナ] は、スリランカ国内でのイスラム教徒拡大主義の観点から、仏教徒の女性がイスラム教徒の男性と結婚することについて、これまで懸念を提起してきた。イスラム教徒コミュニティ内では、イスラム教徒以外と結婚したメンバーは、社会的汚名を着せられる…」¹⁰⁷

[目次に戻る](#)

9. 国粋主義仏教徒

第9節更新日：2021年8月24日

9.1.1 UN SRレポート2020は、以下のとおり記述している。

「特別報告官は...仏教徒の一部の宗教的指導者は、民族的及び宗教的アイデンティティを政治問題化させて人々の間に国粋主義者（ナショナリスト又は民族主義者とも言う）の感情を呼び起こすことにより、スリランカ国民の間に憎悪と分断を駆り立てる傾向があることを観察してきた。同様に、各政党はスリランカで民族・国粋主義的修辭法を用いて、公衆を動員するための強力なツールとして「シンハ・レ（Sinha Le：「ライオンの血」の意）」の人気を利用してきた...

「2012年、シンハラ人仏教徒組織のボドゥ・バラ・セーナ（BBS）が結成された。BBSは、短期間のうちに大きな影響力を持つようになり、メディアから多くの注目を集めた。BBSはシンハラ人と仏教を守るため、また、グローバル化の中でシンハラ民族が直面していると言われる脅威に注意を向けるために結成されたと主張し、シンハラ人は「世界の中の少数派」となってしまうおそれがあると警告している。BBSの主張によると、スリランカでは国際的なイスラムの存在がますます大きくなってきており、イスラム教徒人口の拡大は国内の多数派としてのシンハラ人コミュニティの地位を脅かしている。また、BBSは、およそ6,000万人のタミル人がインド南部を支配する可能性があることに言及することで、シンハラ人の間に恐怖心を植え付けた。ボドゥ・バラ・セーナは、アイデンティティ政治を通じてコミュニティの二極化をどうにか強めている...

「さらに、ボドゥ・バラ・セーナは精力的な反イスラム教徒運動を展開し、不正確な情報を拡散してイスラム教徒に対する憎悪を煽り立てた。例えば、2013年3月17日にキャンディで開かれた公開の会合で、BBSの広報官がクルアーンはイスラム教徒に対し、非イスラム教徒に提供された食事に3度唾を吐くよう命じた、と語った。また、BBSの総書記は2014年4月12日、『タキーヤ』はイスラム教徒に対し、他宗教の人々を騙すことを認め、また、非イスラム教徒を欺くことで彼らの財産や富を奪い取ることを認めているという概念はクルアーンに端を発しているという誤った説明をした。」¹⁰⁸

¹⁰⁷ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 3.48-3.49, 04 November 2019

¹⁰⁸ UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 63-64, 28 February 2020

9.1.2 特にキリスト教徒を標的にした国粋主義仏教徒に関して、MRGIは[2019年イースター爆破テロが起きる前の] 2018年3月、以下のとおり述べている。

「独立後長年に亘って、熱烈な国粋主義仏教徒は、キリスト教が西側の植民地主義のツールとして用いられてきたという歴史的認識を記憶にとどめていることから、キリスト教徒、特に福音派は、多くの人々から疑わしい「他人」として見られ、仏教及びシンハラ人文化にとっての脅威と見られるようになった。宗教的少数派に対して行われた宣伝駆動型の攻撃は、プロテスタントキリスト教徒を標的にして1980年代に勢いを増した。

「これらの事件は、著名な仏教僧侶と在家信者が1990年代に結成したSUCCESS (Society for Upliftment and Conservation of Cultural, Educational and Social Standards : 文化的、教育的及び社会的基準の向上及び保全を目指す社会) 運動や2003年12月に発足したジャティカ・ヘラ・ウルマヤ (Jathika Hela Urumaya : JHU) など国粋主義仏教徒運動の出現とともに激しさを増した。国粋主義仏教徒は、福音派キリスト教徒に対して憎悪を駆り立てるため、その布教方法を非難するという作戦を用いた。JHUはその後、政党としての態勢を整え、仏教徒国の設立と改宗を禁じる法律の導入を支持し、スリランカのキリスト教徒コミュニティへの更なる不寛容を煽り立てた。その年はキリスト教徒に対する暴力的な攻撃も著しく増加しており、2004年は今までで最も多い攻撃事案数を記録している。過去20年間に亘って、キリスト教牧師の標的殺害、身体的暴力、礼拝所や器物の大規模な破壊などキリスト教徒に対する事案が900件以上記録されている。」¹⁰⁹

9.1.3 特にイスラム教徒に対する国粋主義仏教徒の取扱いに関して、MRGIは2018年3月、以下のとおり述べている。

「...内戦が終了したことで、国内避難を余儀なくされていた一部のイスラム教徒コミュニティは自宅へ戻る事ができたものの、国粋主義仏教徒はソーシャル・メディアを含む様々な公的プラットフォームを通じて反イスラム教徒の宣伝を配信することになります。この国司主義仏教徒の波は、ボドゥ・バラ・セーナ (BBS)、シンハラ・ラバヤ (Sinhala Ravaya : 「シンハラ人の咆哮」の意)、ラバナ・バラヤ (Ravana Balaya : 「ラバナの力」の意) その他といった集団によって駆り立てられた。イスラム教の礼拝所を標的にした散発的な暴力行為や差別が2009年以降、様々な情報源によって記録されてきた。その中で最も注目すべきものは、2012年にダンプッラ (Dambulla) のMasjidul Kairiyaモスクが大勢の暴徒から攻撃された事件である。このモスクは聖なる仏教徒の土地の上に違法に建設されていると暴徒は主張した。この暴力があった後、当時の首相兼宗教問題大臣 (Minister of Religious Affairs) であったD.M. ジャヤラトナ (D.M. Jayaratne) は、建築後50年のモスクを移転させるよう命じた。

「しかしながら、近年発生したイスラム教徒を標的にした最悪の暴力事件は、2013年に起きたグランドパス (Grandpass) のMasjid Deenul イスラムモスクに対する暴徒の襲撃と2014年にアルスガマを中心として起きた暴動である。これらの事件の原因は、暴力行為が勃発する直前にBBSが市民集会の場で扇動的な反イスラム的表現を用いて群衆を焚きつけたことにあると広く考えられている。アルスガマで行われた暴力により、4人が死亡、多数の人々が負傷し、住居を追われ、器物が著しく損壊した。」¹¹⁰

9.1.4 また、MRGIは2018年3月、次のようにも述べている。

¹⁰⁹ MRGI, [Sri Lankan Christians information page](#), March 2018

¹¹⁰ MRGI, [Sri Lankan Muslims information page](#), March 2018

「宗教的な憎悪運動はその後、内戦終結以来民族国粋主義者の主要な標的となってきたイスラム教徒コミュニティまで拡大してきた。例えば、2013年、国粋主義仏教徒は、ハラル製品（イスラム教の戒律によって食べることが許された食べ物）とヒジャーブなどの顔面被覆物を禁止する運動を立ち上げた。イスラム教徒の女性はその服装について嫌がらせを受け、一部の事例では、ヴェールが剥ぎ取られた。2014年6月にアルスガマで起きた反イスラム教徒暴動とキリスト教会に対する暴力的な攻撃（2013年3月にコッタワ（Kottawa）で起きた教会への攻撃及び2014年1月にヒッカドゥワ

（Hikkaduwa）で起きた2つの教会への攻撃を含む）は、新たに結成された様々な国粋主義仏教徒集団と連携した仏教僧侶の目に見える統率力を特徴としていた。国粋主義仏教徒集団で注目すべき組織はボドゥ・バラ・セーナ（Bodu Bala Sena : BBS）である。BBSは2012年に創設され、その後、政党（Bodu Bala Peramuna : ボドゥ・バラ・ペラムナ）を結成し、2015年の議会選挙で争った。シンハラ・ラバヤとラバナ・バラヤは、この時期に活発であった他の著名な集団である。

「これらの集団により展開された反少数派運動には、悪意のある宣伝活動、抗議集会とデモ、イスラム教徒とキリスト教徒の礼拝所への暴力的な攻撃に加え、イスラム教徒が経営する事業及びハラル製品の経済的ボイコットなどが含まれていた。これらの集団はしばしば法執行職員の面前で活動したが、処罰されることはなかった。」¹¹¹

9.1.5 MRGIは、続けて、以下のように述べている。

「イスラム教徒のテロ組織『イラク・レバントのイスラム国（Islamic State of Iraq and Al-Sham : ISIS）』のテロ行為及びイスラム教徒の支配と拡大の脅威に対する警告を中心に構成されたイスラム教徒に対するヘイトスピーチなど、国粋主義者集団は恐怖を利用した戦術を頻繁に採用している。ヘイトスピーチ事件の30パーセントは、イスラム教とその宗教的実践の広がりに対応するものである。例えば、2015年12月にBBSは国の結束のためにスリランカでクルアーンを禁止することを呼び掛けた。ヘイトスピーチの根底にある他のより広範な問題は、イスラム教徒の存在とそれがスリランカの社会、政治及び文化に及ぼす影響の否定、経済制裁の要請、及び土地の権利を巡る内戦（ウィルパットゥ（Wilpattu）へのイスラム教徒の再定住問題、及び特にクラガラ（Kuragala）といった仏教徒の聖地近くの土地の『伝統的な』所有権の問題などで例証されている）である。」¹¹²

9.1.6 UN SRレポート2020は、以下のように記述している。

「2015年、『シンハ・レ』運動は、黄色で書かれたシンハ（ライオンの意）の文字及び赤色で書かれたレ（血の意）の文字とともに国旗から取ってきたライオンの画像を載せたポスター運動から始まった。このポスターは、現在のスリランカの国旗から、タミル人とイスラム教徒のコミュニティをそれぞれ表しているサフラン色（オレンジ）と緑の帯を取り除いた国旗であると再解釈したものである。この運動が、特にイスラム教徒と少数派のコミュニティを標的にして、民族間の緊張関係を引き起こすように計画されていたことが明らかになった。これらのポスターとステッカーは、ソーシャル・メディア、公共の場、三輪車及びその他の自家用車のボディに現れた。2016年1月2日、ヌゲゴダ（Nugegoda）にあるイスラム教徒の自宅の門や壁にシンハ・レという文字がスプレー書きされていた。数日後、シンハラ国民軍（Sinhale Jathika Balamuluwa）はマスコミへの説明会で『シンハラ人のアイデンティティを守り、シンハラ人の至高性と誇りを再生するため』にこの組織を結成したと発表した。一部の観測筋は、『シンハ・レ』運動とマハセン・バラカヤ（Mahasen Balakaya）、

¹¹¹ MRGI, [Sri Lankan Muslims information page](#), March 2018

¹¹² MRGI, [Sri Lankan Muslims information page](#), March 2018

ナワ・シンハラ国民組織（Nawa Sinhale National Organization）、シンハラ・ラバヤといった2、3の他の過激派集団は、ボドゥ・バラ・セーナ集団の類似のページとウェブサイトで推進されているものと緊密に繋がっていたと伝えている。」
113

- 9.1.7 USSD 2020 IRFレポートは、「ボドゥ・バラ・セーナ（BBS）といった国粋主義仏教徒集団は引き続き、自らがシンハラ民族仏教徒多数派の至高性と呼ぶものを推進し、宗教的及び民族的少数派を非難するためにソーシャル・メディアを利用している」と記述している¹¹⁴。
- 9.1.8 また、同じレポートは、「10月21日、コロombo高等裁判所は、2016年にKuragala Raja Maha Vihara寺院で声明を出した後にイスラム教徒の宗教的信仰を侮辱した嫌疑で起訴されたBBSの幹部ガラゴダ・アッテ・グニャーナサーラ（Galagoda Aththe Gnanasara Thero）の保釈を認めた。11月24日に予定されていた裁判手続は延期され、グニャーナサーラは2020年末現在で自由の身になったままである。」と概説した¹¹⁵。
- 9.1.9 USSD 2020 IRFレポートは、国家による宗教的少数派の監視に関して、「キリスト教徒、ヒンドゥー教徒及びイスラム教徒の市民社会団体によると、地元の仏教僧侶及び国粋主義仏教徒組織による嫌がらせに呼応して監視も強まるという事案が起きることが多い。」と伝えている¹¹⁶。
- 9.1.10 DFAT 2019報告書は、「...キャンディでの事件の前に、2018年2月27日に、国粋主義仏教徒集団が東部州アンパラでイスラム教徒が所有する住居、店舗及びモスクに放火するという小さな事件があった。イスラム系レストランが、シンハラ人の女性を不妊にするため、食品に『不妊薬』を混ぜているという噂が、この放火事件の引き金になった。ソーシャル・メディアは、キャンディとアンパラの事件も悪化させた...」と概説している¹¹⁷。
- 9.1.11 2017年7月にスリランカを訪問した「テロリズムとの闘い及び人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告官（Special Rapporteur on the promotion and protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism）」は、「ヘイトスピーチと人種差別の扇動及び少数派（イスラム教徒の礼拝所を含む）に対する攻撃（タミル人やイスラム教徒は『仏教徒の過激主義』として認識している）に関する事件に政府が反応しない状況が、こうした少数派コミュニティが感じている深く根差した不公平の感覚を増大させ、タミル人の国民感情を高ぶらせる」と述べている¹¹⁸。

[目次に戻る](#)

第10節更新日：2021年8月24日

10. 刑事司法制度の有効性と救済措置

10.1 全般的な警察の有効性

- 10.1.1 スリランカの刑事司法制度に関して、UN SR報告書2020は、以下のとおり記述している。

113 UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 66, 28 February 2020

114 USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 2, 12 May 2021

115 USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 9, 12 May 2021

116 USSD, [2020 Report on International Religious Freedom: Sri Lanka](#), page 9, 12 May 2021

117 DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 3.37, 04 November 2019

118 UN HRC, '[...Special Rapporteur on the promotion and protection...](#)' para 55, 14 December 2018

「...また、一部の対話者は、警察が苦情に対処する方法に偏見が認識されることについて懸念を表明した。偏見が認識されるのは、特に加害者が多数派コミュニティのメンバーである事案の場合である。少数派が提起した苦情を警察は登録し、捜査するというをしない、又は、少数派に対して提起された苦情について警察は懲罰的な方法で行動するが、反対に少数派が標的となっている場合、警察は同様の措置を講じないと、多くの人々が不満を漏らしている。また、警察は一般に仏教僧侶による法律違反に対処する際の行動の取り方について不確かであることについても多くの人々が不平を言っている。一部の人々は、暴力的な攻撃の後で逮捕された者を釈放するよう警察に圧力をかける動きに政治家が関与していると言われている事案を例に挙げて、法執行職員に影響を及ぼしているとして政治家を非難している。」
119

10.1.2 DFAT 2019報告書は、以下のとおり記述している。

「スリランカには、宗教又は民族に基づき国家保護の利用を妨げる法律や政府政策はない。全国民が、警察、司法及びスリランカ人権委員会（HRCSL）を通じて救済手段にアクセスすることができる。しかしながら、実際には、これらの手段は言語の壁や、資源の不足によって限定される場合がある。北部及び東部に居住するタミル人の一部は、警察と治安職員に信頼を置いていないため、救済を求めてこうした手段を利用する可能性がより低いと考えられる。」¹²⁰

10.1.3 司法に関して、DFAT 2019報告書は以下のとおり概説している。

「司法はおおむね、特により高いレベルでは、独立して運営されている。最高裁判所及び控訴裁判所は 2018 年の憲法危機に際して強く耐え、政治的圧力を前にしても司法の独立性と法の支配に対して責任を負っていることを断言した。とは言え、大きな欠陥が根強く残っている。司法制度には過剰な負担がかかっており、また、長期間に及ぶ訴訟手続、被勾留者の多さ、資格を有する警察官、検事及び判事の数が限られている状況などの原因が重なって、裁判手続に長期の遅れが生じている。北部ではタミル語を話せる裁判官と法廷通訳の不足が多くの事案が遅延する一因となっている。重大な刑事犯罪の発生から結審と上訴プロセスの終了までにかかる時間は平均で 17 年である。下級裁判所においては、引き続き汚職に関する報告が行われている。

スリランカの法律は概して刑罰のガイドラインを定めていないため、裁判官は事案の事実関係に応じて、判決を下す際に幅広い裁量権を有している。裁判官は実刑判決以外に、罰金刑を科す又は執行猶予、社会奉仕若しくは保護観察を命じることができる。しかし、実際のところ、スリランカでは資源不足のため、宗教や民族の如何を問わず、犯罪被害者が有効な法的保護や救済措置へアクセスできる方法は限られている。」

121

10.1.4 警察に関して、USSDの海外安全保障諮問委員会（Overseas Security Advisory Council : OSAC）は、その「スリランカ2020年犯罪・安全報告書（Crime and Safety Report）」の中で、以下のとおり概説している。

「...緊急サービス職員は1日24時間休みなく通報に応じるが、警察の反応にばらつきがある。治安機関については汚職や政治化に関する訴えがあるものの、スリランカ警察機関（Sri Lanka Police Service : SLPS）は、特に専門部署はますますプロフェッショナル化している。

119 UN HRC, '[...Special Rapporteur on freedom of religion or belief...](#)' para 78, 28 February 2020

120 DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 5.1, 04 November 2019

121 DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 5.16 – 5.17, 04 November 2019

しかしながら、警察官は、特に下層階級で資源/訓練を欠く場合が多い
... 応答時間は事件の種類に応じて変わり、長くなる可能性もある。交通関係の事件への対応は非効率になるおそれがある。」¹²²

10.1.5 USSD 2020人権レポートは、2020年を対象とする情報と出来事を要約して、以下のように記述している。

「深刻な人権問題としては、政府による違法な殺害、政府機関による拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰、政府機関による恣意的な逮捕及び勾留、プライバシーに対する恣意的及び違法な干渉、自由な表現及び報道に関する制限（ジャーナリスト及び著者の不当な逮捕を含む）、蔓延する汚職、過度に制限的な非政府機関法、平和的な集会の自由及び結社の自由、深刻な汚職行為、女性に対する暴力の捜査の欠如、人身売買、民族的少数派集団のメンバーを標的にした暴力を伴う犯罪、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックスの人々に対する暴力を含む犯罪、及び同性同士の性的行為を犯罪する法律の存在又は利用が挙げられる。警察は処罰されることなく市民に嫌がらせをしたと伝えられている。政府は人権侵害を犯した一部の職員を捜査し、起訴するための措置を講じた。」¹²³

[目次に戻る](#)

10.2 一般的な苦情申立て手続

10.2.1 2020年1月に公表された「内務省事実調査団報告書：スリランカ」（2019年9月）は、「司法長官局はFFTに対し、国民は特別電子メール及び電話番号を用いて苦情を申立てることができる」と伝えている...CIDの代表は警察手続に関する苦情は毎週金曜日に監察長官（Inspector General）とCID本部に直接申立てることができるが、地元の警察署であればいつでも苦情を申立てることもできると述べた。」と記述している¹²⁴。

10.2.2 DFAT 2019報告書は、以下のとおり記述している。

「スリランカ警察は、組織内の懲戒処分を扱う別個の部署を維持している。警官は給与が十分でなく、個々の警官が収入を補うため、交通違反の罰金を切らずに賄賂を受取るなど些細な汚職に従事していると伝えられている。スリランカ政府は2018年に警官の基本給を最大で40パーセント引上げた。国民が警察に苦情を申立てる手段は、地元警察署の担当警官や公的な苦情処理部門へ直接申立てる又はインターネットを介して申立てることを含めて、幾つか設けられている。『IGP（Inspector-General of Police：警察総監）に言おう』というサービスにより、地元の警察署で何の措置も講じられなければ、国民は苦情を上申することができる。苦情は無料電話で、又は専用のウェブサイトを通じて、シンハラ語、タミル語若しくは英語で申立てることができる。国民は64警察委員会（64 Police Commission）に苦情を申立てることもでき、この委員会が個々の警官及び警察全体を相手に苦情の調査を実施する。

¹²² USSD OSAC, [Crime and Safety Report: Sri Lanka 2020](#), 28 April 2020

¹²³ USSD, [2020 Country Reports on Human Rights Practices: Sri Lanka](#), page 2

¹²⁴ Home Office, [Report of a Home Office fact-finding mission to Sri Lanka](#), para 7.5.1, January 2020

このサービスの利用率に関する公式統計は公開されていない。

「犯罪被害者及び目撃者支援・保護法（Assistance to and Protection of Victims of Crime and Witnesses Act）」（2015年）により、警察内に全国被害者・目撃者保護局（National Authority for Victim and Witness Protection）と犯罪被害者・目撃者支援・保護部（Victims of Crime and Witnesses Assistance and Protection Division）が設置された。国内外の市民社会団体は全国被害者・目撃者保護局の任命プロセスに関して、また、犯罪被害者・目撃者支援・保護部は警察の階層型組織からの独立性を欠いていることから、被害者や目撃者が警察に脅された場合に利害の衝突につながる懸念があることに関して、同法への懸念を表明した。」¹²⁵

[目次に戻る](#)

10.3 スリランカ人権委員会（Human Rights Commission Sri Lanka : HRCSL）

10.3.1 HRCSLの活動範囲に関して、DFAT 2019報告書は、以下のように記述している。

「スリランカ人権委員会（HRCSL）は、1996年議会法（Act of Parliament）により設置され、付託された事項は、基本的権利の侵害疑惑の調査、国際人権基準を遵守する法律及び政策の策定に関する政府への助言、及び国内全域を対象とした人権意識啓発の促進である。HRCSLは、拘禁施設へ自由に立ち入ることができ、また、被拘禁者の福祉を監視する目的で定期的に刑務所を視察する。HRCSLは、独立した調査を実施する一定の能力を有しているが、訴追権は有していない（起訴を求めて司法長官に事案を負託することはできる）。HRCSLはコロンボに本部があるほか、北部州や東部州を含め全国に10か所の支部を構える。HRCSLは苦情の受理件数及び解決件数に関する四半期報告書をシンハラ語、タミル語及び英語で公表する。苦情はシンハラ語、タミル語及び英語でHRCSLに申立てることができる。HRCSLは2017年1月～9月に5,614件の苦情を受理した。このうち、2,015件は2018年1月現在で解決済みである。苦情の多くは、入学時や公的部門での昇格における差別について訴えているが、拷問、脅迫、監視と嫌がらせ、恣意的な逮捕と勾留、警察を含む政府機関の無行動を訴えるものもある。テロ容疑者の勾留状況を監督するに当たってのHRCSLの役割は、現在議会に上程され、審議を受けている新反テロリズム法に基づき強化されることになるだろう。この法律は公表された時点ではまだ草案のままであり、今後内容が変わる可能性がある...」¹²⁶

10.3.2 DFAT 2019報告書で言及している反テロリズム法案に関して、その後2020年1月に公表されたヒューマン・ライツ・ウォッチの記事は、「ゴタバヤ・ラージャパクサ大統領は2020年1月4日、国連人権理事会（UNHRC）と欧州連合に対する誓約を破って、提案されている新法案を撤回すると発表した。」と伝えている¹²⁷。

¹²⁵ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 5.12-5.13, 04 November 2019

¹²⁶ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 2.5.4, 04 November 2019

¹²⁷ Human Rights Watch, [Sri Lanka: Repeal Abusive Counterterrorism Law](#), 10 January 2020

10.3.3 HRCSLの有効性に関して、DFATの2019年報告書は、以下のように記述している。

「国内人権機関世界連合（Global Alliance for National Human Rights Institutions）は、国内人権機関にとっての国際基準であるパリ原則（Paris Principles）を十分に遵守してはいないとして、2007年にHRCSLをBに格下げした。HRCSLは、委員長長の任命におけるものを含めてその独立性に関する懸念により格下げされた。それ以来、HRCSLはその独立性を確固たるものにする上で大きな進展を遂げ、2018年5月にはパリ原則を全面的に遵守していると評価され、格付けAが付与された。2015年の第19次憲法改正は、委員任命に関する大統領の裁量権を取り上げることによりHRCSLの独立性を強化した（憲法評議会（Constitutional Council）が現在、被任命者を推薦する）。HRCSLの能力も、法務、学術的及び国連の経験がある新委員が任命され、向上した。しかし、資源の制約は現在も継続している課題であり、適時に苦情に対応し、新法が人権に沿うよう図るというその付託事項を実現するHRCSLの能力を妨げている。情報筋はDFATに対し、政府は、HRCSLがその権能を有しているにもかかわらず、法案の起草に当たってHRCSLに対し、常に十分な相談をしているわけではなかったと述べた。」¹²⁸

10.3.4 2020年の出来事を対象とするUSSD人権レポートは、以下のように記述している。

「HRCSLは、人権侵害を調査する管轄権を有する。HRCSLは5人の委員で構成され、調査、教育、監視・検証及び管理及・財務の各部門を有している。HRCSLは公衆からの苦情を受入れ、また、自ら調査を開始することもできる。訴えがHRCSLの納得のいくところまで証明された後、HRCSLは被害者に対して金銭的補償を提案し行政的懲戒処分を求めて当該事案を付託するか、若しくは、訴訟を求めて司法長官に当該事案を付託するか、又は、その両方を行うことができる。政府が証拠を求めるHRCSLの要請に従わない場合、HRCSLは政府から証人を召喚して、その行為を説明させることができる。政府がHRCSLの要求に従っていないとHRCSLが判断すれば、HRCSLは侮辱罪での起訴を司法長官局（Attorney General's Department）に求めるため、当該事案を高等裁判所に付託する。侮辱罪には懲役刑又は罰金刑が科される。HRCSLは広範な権限と資源を有しており、また、その公式職務に関する事柄で法廷に証人として召喚されることもなければ、起訴されることもない。HRCSLは一般に、政府から独立して、かつ、政府からの干渉を受けずに活動している。」¹²⁹

10.3.5 スリランカに派遣された内務省の事実調査団の報告書（2020年1月公表）は、HRCSLが全国に支所を設けていると伝えている¹³⁰。

[目次に戻る](#)

¹²⁸ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 2.55, 04 November 2019

¹²⁹ USSD, [2020 Country Reports on Human Rights Practices: Sri Lanka](#), page 24, 30 March 2021

¹³⁰ Home Office, [Report of a Home Office fact-finding mission to Sri Lanka](#), para 7.5.1, January 2020

10.4 国家警察委員会 (National Police Commission : NPC)

10.4.1 スリランカへ派遣された内務省事実調査団の報告書 (2020年1月公表) によると、国家警察委員会は全国に支所を置いている¹³¹。

10.4.2 2019年DFAT報告書は、以下のように記述している。

「警察及び国家警察委員会は、警察官が関与する拷問疑惑を受けて調査し、行動する権限を有している。実際の警察の対応を見ると、苦情を申立てられた警察官は通常転任させられるだけで停職になることは稀である。2017年1月から11月にかけて、33人の警察官に懲戒処分が下され、1人は暴行と拷問を加えたとして解雇された。最高裁判所は基本的権利の侵害 (拷問を含む) に関する訴訟を審理し、判決を下す管轄権を有しているが、判決には長年かかる可能性がある。最高裁判所はコロンボにしかなく、法的費用は法外な金額になり得るため、訴訟が最高裁判所の審理を受けることは困難である。」¹³²

[目次に戻る](#)

第11節更新日：2021年8月24日

11. 国内移住

11.1 移動の自由

11.1.1 スリランカ国内を移動する個人の能力に関して、DFAT 2019報告書は、以下のように概説している。

「憲法は、スリランカの全ての市民のために移動の自由を定めており、国内移住に関して公式な制限は一切適用されない。

「2011年、基本的権利にかかる請願書が最高裁判所に提出され、審理の結果、それまで軍が (北部州の) ジャフナ (Jaffna) とキリノッチ (Kilinochchi) で行っていた住民の強制登録が廃止されることになった。軍はもはや南部州でタミル人の登録を強制していない。

2012年国勢調査によると、総人口の18パーセントは現行居住地とは異なる地区で出生している。国内移住先の上位5都市は、コロンボ (西部州)、ガンパハ (Gampaha : 西部州)、クルネガラ (北西部州)、プッタラム (北西部州) 及びアヌーダプラ (Anuradhapura : 北中部州) となっている。内戦中に国内移住が進んだ結果、南部ではタミル人とイスラム教徒の大コミュニティが形成された。南部にはより良い雇用機会があることを主な理由として、内戦中に北部を離れた3万5,000人のシンハラ人のうち、北部に帰還した人々は比較的少ない。北部及び東部出身者を含む多くのスリランカ人は、経済的理由でコロンボに移住している。

国内移住に公的な障害は一切ない。しかし、実際には、移住先に家族関係がなく、あるいは金融資産がなければ、国内移住という選択肢は限られたものになる可能性がある。シンハラ語が第一言語ではないスリランカ人が国内移住する際、シンハラ語のスキルがないことは更なる障害となり得る。

¹³¹ Home Office, [Report of a Home Office fact-finding mission to Sri Lanka](#), para 7.5.1, January 2020

¹³² DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 4.27, 04 November 2019

軍による私有地占領の継続、土地の所有権を登録することの困難さ、及び撤去されていない地雷又は不発弾も、特に北部での国内移住を複雑なものにしている。」¹³³

[目次に戻る](#)

¹³³ DFAT, [Country Information Report – Sri Lanka](#), para 5.2.6 – 5.2.8, 04 November 2019
